議	長	副議長	局	長	次	長	議事係長	議	事	係
				·		·				

総務常任委員会会議録								
日時	令和5年 6月27日(火)	開 議	午後 1時00分					
口 中分	节和3年 6月27日(火)	散会	午後 5時55分					
場所	第 2 委 員 会 室							
議題	議 題 付 託 案 件							
出席委員	濱本委員長、小池副委員長、白川・松井・松岩・佐々木各委員							
説明員	説 明 員 総務・財政・教育各部長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長 ほか関係理事者							

別紙のとおり、会議の概要を記録する。

委員長

副委員長

年長委員

署名員

署名員

書 記

~会議の概要~

〇委員長

開議に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

過日開催されました当委員会におきまして委員各位の御支持をいただき、委員長に就任した濱本でございます。 もとより微力ではございますが、副委員長をはじめ、委員各位と、説明員各位の御協力をいただきながら、公正で 円滑な委員会運営に努めてまいる所存でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、副委員長には小池委員が就任いたしましたので、御報告いたします。

改選により、委員の構成が変わっておりますので、部局ごとに、説明員の御紹介をお願いいたします。 (説明員紹介)

〇委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、白川委員、松岩委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「前市長に対する求償金請求事件について」

〇 (総務) 浅井主幹

前市長に対する求償金請求事件について御報告いたします。

資料を御覧ください。

高島観光船訴訟において小樽市が原告に支払った損害賠償金について、本年3月27日、札幌地方裁判所に対し、 前市長に対する国家賠償法第1条第2項の規定に基づく求償金請求に係る訴状を提出いたしました。

請求の趣旨としましては、被告(前市長)は、原告(小樽市)に対し、6,553万1,865円及びこれに対する令和4年7月1日から支払済みまで年3分の割合による金員の支払い。訴訟費用は、被告の負担とするとの判決及び仮執行宣言を求めるものであります。

請求の原因としましては、要約いたしますと、被告は、本件許可処分等が分区条例等に違反する不適正なものであることを十分認識しながら、港湾室の反対にもかかわらず、強引にこれを推し進めたものであり、故意に違法な本件許可処分等を行ったものと認められる。仮に、被告が本件許可処分等の違法性を明確に認識していなかったとしても、僅かな注意を払っていれば、容易にその違法性は認識することができたものであり、少なくとも重大な過失があることは明らかであるとしております。

第1回口頭弁論期日につきましては、本年7月4日火曜日、午後3時に設定されております。

今後におきましては、訴訟を通じて、前市長の行為に国家賠償法上の故意または重大な過失があったことを主張 してまいりたいと考えております。

〇委員長

「令和5年度当初予算における令和4年度実施行政策評価結果の反映状況について」

〇(総務)企画政策室谷守主幹

令和5年度当初予算における令和4年度実施の行政評価結果の反映状況について御報告いたします。 資料を御覧ください。

昨年度に実施しました行政評価の結果につきましては令和4年第4回定例会において御報告しておりましたけれども、その行政評価結果の中で「主な予算事業等を改善しながら推進する」と評価されました施策のうち、令和5年度当初予算事業にて評価結果を反映した事業につきまして、このたび取りまとめを行いました。

初めに、「1 令和4年度行政評価の結果」についてでございますけれども、こちらの表は評価結果の区分ごとの

施策数を改めてお示ししたものでございまして、主な予算事業等を改善しながら推進すると評価されました施策は 全部で12施策ございました。

この12施策のうち、評価結果を反映した事業として整理しました令和5年度の新規事業及び拡大事業は「2 令和5年度予算への反映状況」に記載しております4施策の9事業となっております。

施策ごとに見ますと、施策1-1「子ども・子育て支援」では、新規事業の産婦健康診査事業費、保育士等就労 定着支援事業費補助金、保育業務支援システム導入事業費、私立保育所等ICT化推進事業費補助金、拡大事業の 病児保育事業費補助金と、歳入科目の保育料の引下げ。

施策2-6「男女共同参画社会」では、新規事業のパートナーシップ制度推進事業費。

施策3-5「観光」では、新規事業の日本遺産推進協議会補助金。

そして、施策5-4「都市景観」では、新規事業の歴史的風致維持向上計画推進経費において、それぞれ令和4年度実施の行政評価の結果が反映されているというところでございます。

〇委員長

「避難行動要支援者個別避難計画作成の進捗状況等及び今後の進め方について」

〇 (総務) 災害対策室北出主幹

避難行動要支援者個別避難計画作成の進捗等及び今後の進め方について御説明いたします。

資料を御覧いただきたいと思います。

警戒区域(津波・洪水・土砂)に居住の避難行動要支援者のうち、視覚障害1級、2級に該当する方を最優先支援対象者として、令和5年1月下旬から5月上旬にかけて対象者の把握、面談を実施し、個別避難計画を作成したところです。実施対象者25名のうち、作成できた方10名、作成をお断りされた方9名、何度か連絡するも応答いただけず今後の意思確認が必要な方6名でした。

個別面談等を通して見えてきた課題と今後につきましては、四つほどあります。

一つ目としましては、作成の対象となる方が死亡などにより常に変動することが課題であるため、今後は最新データを入手し整理した後、速やかな面談などの実施に努める。

二つ目としましては、計画作成の意義を感じてもらえず、作成をお断りする方がいることが課題であるため、今後、接触する対象者には、作成の目的や効果など丁寧で分かりやすい説明をより心がける。

三つ目としましては、電話連絡への警戒感、自宅訪問への抵抗感があると推測され、接触不良が課題であるため、 障害の種類や程度に応じた関係機関と調整を図り、市以外からの連絡手法も検討も進める。

四つ目としては、市直営の面談だけで作成するのではなく、他の作成方法の検討が課題であるため、今後の方向性の議論を深め、関係機関の専門性を生かす方法の検討も進める。

以上のとおり、今回を踏まえ改善すべき点は改善し、他市町村や関係機関との情報共有を図りながら、今後も避難行動要支援者の個別避難計画作成に努めてまいりたいと思います。

〇委員長

「業務改善推進業務について」

〇 (財政) 次長

業務改善推進業務について報告いたします。

資料を御覧ください。

「1 令和4年度実施の調査分析業務について」は、令和3年度に実施した全庁業務量調査を参考に、外部の専門的な視点から調査、分析、改善策の提案について事業者に委託をして、業務負担の軽減や効率化が期待できる業務を五つ選定して行いました。プロポーザル方式により事業者を選定し、ソフトバンク株式会社に委託して実施しております。

「2 委託内容について」は、令和4年6月から令和5年3月までの期間において、ノンコア3と呼ばれる専門性が不要で定型的な作業の割合が高く、正規職員の作業時間が多い業務の中から5業務を選定して調査、分析を実施し、改善策の提案を受けました。

また、業務を可視化するためのフロー図の作成を含む業務改善研修会を実施しております。

「3 改善提案」については5業務について、資料にあります表の右側、改善提案の欄にa、b、cで記載しております。aは、チャットボットという市のホームページなどで住民からの質問に自動で対応するシステムを導入することで、相談や問合せの対応時間の軽減が期待できるという提案です。

bは、RPAという定型作業の入力作業などを自動化してシステム入力するツールを導入することで、紙書類を データ化し、自動入力を行い、作業時間の削減が期待できるという提案です。

cは、電子申請を導入することで、入力作業時間の削減が期待できるという提案です。

また、これらの三つの改善策のほかに全庁的な改善策として、電子決済導入の検討についても提案を受けました。

「4 令和5年度の取組」については、一つ目として、改善提案を受けた業務について検討を行い、導入可能なものについて改善推進を継続いたします。二つ目は、令和4年度と同様に、外部事業者に委託して業務の調査、分析を行い、改善策の提案を受ける事業を実施します。三つ目は、令和4年度と同様に現行業務を可視化するための研修会を実施し、業務フロー作成を進めて職員の業務改善に対する能力向上を図っていきます。

〇委員長

「小樽市新総合体育館基本計画策定について」

〇(教育) 主幹

小樽市新総合体育館基本計画策定について、今回は令和5年度第1回小樽市新総合体育館整備検討委員会の開催 概要を御報告いたします。

資料を御覧ください。

本委員会は、令和5年5月31日に小樽市教育委員会第2会議室で開催しております。

協議事項としましては、「基本計画の策定について」、「基本計画策定の背景と目的について」、「施設整備方針について」、以上について協議しております。

右下にページ数がありますが、3ページを御覧ください。

こちらは今年度に策定する基本計画の全体構成でございます。

「1. 基本計画策定の背景と目的」と「2. 施設整備方針」では、昨年度に策定した基本構想で定めた内容をベースに、基本構想では定めていない部分の追加や内容の更新を行い、総合体育館の整備方針を定めます。

次に、「3. 施設計画」では、諸室の平面計画や構造・設備計画など新総合体育館の整備内容を定めます。

次に、「4.事業手法」では、新総合体育館の設計や建設、運営について、市が直接発注する従来手法を取るのか、もしくは設計から運用まで一括して民間の手に委ねる民活手法でいくのか、これを検討することになりますが、こちらにつきましては、市が新たに小樽市PPP/PFI導入検討委員会を設置しておりますので、そちらの委員会で今後の方針を検討していくことになります。

次に、「5. 事業計画」につきましては、概算事業費と事業スケジュールについて精査し、改めてお示しすることになります。

次に、7ページを御覧ください。

こちらは協議スケジュールになります。

今年度は、先進都市視察を含め、全部で7回の検討委員会を開催し、8ページになりますが、11月には素案を固めて、その後、市民説明会、パブリックコメントを経て2月上旬には計画を策定する予定でございます。

次ページからは、資料2として「基本計画策定の背景と目的」というふうになってございますが、こちらにつき

ましては、基本的には昨年度に策定した基本構想の内容を世襲するものになりますので、後ほど御確認ください。 次に12ページからは資料3「施設整備方針」となりますが、施設の規模・機能について、アリーナの規模など大 まかな部分につきましては、昨年度の基本構想で既に定めております。

15ページを御覧ください。

これはメインアリーナ・サブアリーナの各競技におけるコート面レイアウトをまとめた表です。検討委員会では、これは各種競技団体で定める規則といったものを満たしているのかという御質問が委員からもありましたが、アリーナのサイズにつきましては各競技団体と調整し、現在行われている大会は開催できるサイズとしてございます。

それから、主立ったところでは、公認プールの採用についてどうするのか、こちらもまだ定めておりません。 資料の16ページを御覧ください。

ここからは、公認プールについての検討状況などを説明しています。

公認プールにつきましては、採用に当たって最大のハードルとなっていたのが、この表にあるとおり、入水用スロープを設置できないという理由でございました。しかしながら、昨年度末、日本水泳連盟の見解におかれまして、公認プールでも入水用スロープを設置できることとなりましたので、工夫次第では一般の利用にも適した公認プールを造ることは可能になってございます。

また、17ページから20ページには、各水泳団体からの要望や意見を紹介しています。

また、24ページを御覧ください。

こちらには公認、非公認プール、それぞれのイニシャルコストとランニングコストについて比較した表を掲載しています。

一番左のAが非公認プールでかかるコストで、これに対しまして、BからEが公認プールにかかるコストでございます。イニシャルコストでは、金額にして高いものでは1億円ほどの差が出ますが、安いものでは1,500万円くらいの差に収まります。

また、ランニングコストにつきましても、高いものでは年間100万円程度は高額になるというふうに予想しております。

この公認プール採用についての委員の意見につきましては、市内の児童が公認記録を取るために市外に遠征しなければならない実態があると。地元で公認記録が取れるようになれば児童がより水泳に関わりやすくなるのではないかといった意見や、スロープつきでも公認が取得できるのであれば競技者のモチベーション向上という意味で公認プールは議論する必要があるといった意見、また、他の競技は公式コートを整備する中、営業上の観点から公認プールを考えるのは普通ではないかといった意見があり、また一方では、市外に行くことはそれほど負担でもないので、誰もが使いやすいプールを目指すべきではないかといった御意見もございました。

プールの公認の採用につきましては、こうした委員の意見を参考に総合的に判断してまいりたいと考えております。

続きまして、最後に資料の25ページからは、新総合体育館に求められる機能として、にぎわい創出について他都市の事例を紹介し、委員の皆さんに意見を求めました。

委員の皆様からは、トレーニング室などがガラス張りでできていると外の景色が楽しめるし、また、外から中が 見えるとそういった施設に足を運ぶきっかけにもなるといった意見や、冬期間は雪を楽しめるような仕組みも欲し いといった意見、それから、エントランスでは絶えず何かイベントが開催されているような状況にあるとよいとい った御意見がありました。

〇委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第4号及び議案第5号について」

〇 (総務) 職員課長

議案第4号及び議案第5号について御説明いたします。

初めに、議案第4号小樽市職員の分限についての手続及び効果に関する条例及び小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公務員法の一部改正により職員の定年が段階的に引上げとなり、従前の再任用制度が廃止をされ、定年引上げ完成までの間、暫定再任用の制度が講じられたことに伴う関係条例の規定整備を行うため二つの条例の一部改正を行うものでございます。

具体的内容といたしましては、まず小樽市職員の分限についての手続及び効果に関する条例では、職員が病気休暇を取得し、休職発令となるまでの期間を定めた規定において、再任用短時間勤務職員に関わる引用条項を削り、暫定再任用短時間勤務職員について、これまでの再任用短時間勤務職員と同様とする経過措置を設けるものでございます。

また、小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例では、いわゆるパートタイムの会計年度任用職員が月に60時間を超える時間外勤務をし、その分の代休時間を指定した場合に減額となる報酬の支給割合について、これまでの再任用短時間勤務職員と同様となるよう規定を加えるものでございます。

これらの一部改正につきましては、昨年の第4回定例会において職員の定年引上げに伴う複数の条例の改正案を 提案した際に併せて提案すべきところ改正が漏れていたものでございますが、このことに伴う実務上の支障は生じ ていないものでございます。

なお、施行期日は、公布の日としております。

続きまして、議案第5号小樽市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案につきましては、水道局及び病院局の企業職員である暫定再任用短時間勤務職員に対し、待遇改善を図る目的で勤勉手当を支給するため、令和4年第4回定例会で議決をいただき交付をいたしました小樽市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部改正を行うものでございます。

この一部改正につきましては、今年の第1回定例会において企業職員以外の暫定再任用短時間勤務職員に関わる 条例改正案を提案した際に併せて提案すべきところ改正が漏れていたものでございますが、このことに伴う実務上 の支障は生じていないものであります。

なお、施行期日は、公布の日としております。

〇委員長

「議案第6号について」

〇 (財政) 市民税課長

議案第6号小樽市税法条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

これは地方税法等の一部改正に伴うもので、主な改正点は3点ございます。

1点目は、個人市民税についてですが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により、令和9年度から国税として1,000円を個人市民税の均等割と併せて賦課徴収することとなるものです。

なお、現在、均等割には東日本大震災を教訓として賦課された防災のための財源対応分1,000円が上乗せされていますが、その措置が令和5年度で終了し、変わって森林環境税が同額で賦課されるため実質の税負担は変わらないこととなります。

2点目は、軽自動車税についてですが、軽自動車税の種別割について、いわゆる電動キックボードを想定した特定小型原動機付自転車に該当するものについては、ミニカーの税率分から除外することとしたもので、これまでミニカー区分に該当していた特定小型原動機付自転車については、一般的な原動機付自転車の税率区分へ移行されることとなるものです。

3点目は、固定資産税についてですが、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に、長寿命化に資する

大規模修繕工事を行ったマンションの区分所有家屋に係る固定資産税の減額措置の減額率を3分の1とするものです。

なお、現在、小樽市内において該当するマンションはございません。

このほか引用条項の変更等、所要の改正を行っております。

〇委員長

「議案第12号について」

〇(消防)予防課長

当委員会に付託されております議案第12号小樽市火災予防条例の一部を改正する条例について御説明させていた だきます。

この条例案につきましては、本年2月に消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正されたことに伴い、急速充電設備の充電対象として電気を動力源とする自動車や原動機付自転車のほか、船舶、航空機等を加え200キロワットであった全出力の上限を撤廃するとともに、急速充電設備はコネクターを用いて充電するものであることなどを明記するなど火災予防上必要な措置の見直しを行うものであります。

また、喫煙所に設置する標識について、健康増進法に規定する喫煙専用室と表示した標識が設置されている場合は設置不要とするなどの見直しを行うほか、所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日につきましては、急速充電設備に関する規定の改正は、本年10月1日から、喫煙所における標識の設置基準等の改正は、公布の日からとするものであります。

〇委員長

「議案第13号について」

〇(教育)施設管理課長

議案第13号工事請負契約について御説明いたします。

これは、桂岡小学校校舎等耐震補強ほか改修工事に係る工事請負契約でありますが、近藤・西條・福島共同企業体と契約金額4億150万円で締結するものであります。

なお、工期は令和6年3月22日までとなっております。

〇委員長

「議案第16号について」

〇松井委員

提案者を代表しまして、議案第16号小樽市非核港湾条例案の説明を行います。

今年5月に被爆地広島でG7サミットが開催されましたけれども、核兵器禁止条約には一言も触れることなく、 核兵器廃絶は究極の目標と永久に先送りされた位置づけです。ロシアのウクライナ侵略に対しては、核兵器のいか なる使用も許されないと批判する一方、自らの核保有は防衛目的に役立つと核抑止論を正当化しました。核抑止は いざとなったら核兵器を使うぞと脅しで敵が攻めてくることを思いとどませることです。脅しは、さらなる緊張を 生むことになります。核兵器は人類が絶対に使ってはいけない兵器です。絶対に持ってはいけない兵器です。

政府が核兵器廃絶の先頭に立たないのであれば、地方自治体と市民から核兵器をなくす運動を起こすことが必要です。小樽市は、核兵器廃絶平和都市宣言を行っている観光都市です。小樽港の軍事利用、核兵器の持込みを許さないためにも、本条例案の制定が求められます。

各会派の皆さんの賛同をお願いいたしまして、提案説明といたします。

〇委員長

説明員の退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員退室)

〇委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、立憲・市民連合、公明党、みらい、共産党の順といたします。 自民党。

〇松岩委員

私は今定例会では一般質問で通学路の安全対策について質問いたしました。それで私の考えとしては総務常任委員会でその質問をしていこうかと思ったのですけれども、通学路の安全対策については教育委員会だけではなくて、建設部や生活安全課も含まれるということで、できれば予算特別委員会でやったほうがよかったのかと思うのですけれども、私の質問の優先順位の考えから、なかなか予算特別委員会で時間を割くことができませんでした。

なので、議会での質問のやり取りだけが前向きに物事を進めるための手段と私は考えておりませんので、その点については、今日の総務常任委員会では質問いたしませんけれども、今後しっかりと取り扱っていきたいと思っております。

◎バス通学費助成制度について

まず、バス通学費用の助成についてでございます。

バス通学助成制度を利用した令和4年度の児童・生徒数とその割合について一般質問で伺ったところ、小学生が22人、中学生が160人で、全児童・生徒に対する割合は小学生が0.6%、中学生が7.4%。

また、自費でバス通学をしている児童・生徒数については、市教委の届出を要していないため把握していないということでしたが、まず、本市では児童・生徒の通学の状況について、なぜ聴取をしていないのでしょうか。

〇(教育)学校教育支援室南主幹

市の調査状況ということで御質問がありましたけれども、各学校で毎年4月にそれぞれの児童・生徒の通学経路 と通学方法を家庭環境調査というものを通じて把握しておりますので、市教委としては、それぞれの児童・生徒の 状況については把握をしていないという回答でございました。

〇松岩委員

いろいろ調べたところ自治体によっては要綱を定めていて、通学路の指定だとか届出変更について決まりがあったりします。それについては教育委員会に届出をしなければいけないという自治体もあります。

本市の場合は、市教委では確認していないということで、ちなみに各学校では把握されているのでしょうか。

〇(教育) 学校教育支援室南主幹

学校での状況ということでの御質問でしたが、通学状況については、先ほど申しました調査を通じて各小・中学校で把握をしているということでございます。

〇松岩委員

そうしたら、調べようと思えば自費でバス通学している生徒・児童についても、業務を増やすつもりはないので、 やれというわけではないのですけれども、やろうと思えばできるということなのですか。

〇(教育)学校教育支援室南主幹

可能であるかどうかという御質問でありましたけれども、単純に考えて、ある程度のボリュームを持った業務になるのかとは考えておりますけれども、可能であるというふうに考えています。

〇松岩委員

先ほど御紹介したとおり、地域によっては要綱を定めているということなのですが、例えば、とある自治体の要綱では、学区の交通、防犯、防災及びその他の環境を把握し、児童・生徒の通学の安全を図るため通学路及び通学

方法を毎年1学期の始業日までに指定するものとするというようなことが書かれていたりする自治体もあります。 本市の場合は、市教委では把握していないということなのですが、その必要性についてはどのように考えますか。

〇(教育) 学校教育支援室南主幹

通学路状況については各小・中学校で把握をしているということでございますので、通学方法のみを記載した届 出が業務量的にもかなりのボリュームになるということは考えられますことから、届出までは必要がないというふ うに考えております。

〇松岩委員

それで、本市の助成制度の要綱に入りますけれども、おおむねという表現の程度について、自宅が隣接する児童・ 生徒の一方だけが基準を満たさない場合などに教育的配慮を行うように規定したものという答弁があったのです が、これは具体的にどういう意味でしょうか。

〇(教育)学校教育支援室南主幹

今おおむねというところで御質問がありましたが、バス通学児童・生徒に係る通学費助成事業の実施要綱の第3条に規定されている、おおむねというところでの御質問だったと思いますが、その程度につきましては、自宅が隣接する児童・生徒の一方だけが基準に満たない場合ということで、そういう場合には教育的配慮としてバス助成を認めるという考えでおります。

〇松岩委員

それから、実施要綱第3条ただし書の例外規定については、身体的な理由などバスを利用しなければ通学できない特別な利用がある事例に対応するためとありますが、身体的な理由や特別な事由とはどういったことを指すのでしょうか。

〇(教育)学校教育支援室南主幹

同項第3条ただし書の例外規定というところでございますけれども、身体的な理由とか特別な事由につきまして、 自宅から距離が基準に満たない場合でも、けがをしたということなどの理由によって、バスでなければ通学できな いという場合を想定しております。

〇松岩委員

その身体的な理由に、例えば小学校1、2年生の低学年であるとか、冬期間、坂道また歩道がないとか、そういったその地域の通学路の交通事情というのは例外規定には含まれるものと解されますか。

〇(教育) 学校教育支援室南主幹

ただいま御質問のありました1年生、2年生の低学年というところに関しましては、低学年という理由だけでは 特別な事由というところには想定されていないというふうに考えています。

経路につきましては、そもそも合理的な経路を通って通学するようにとありますので、その危険なところを通る というところもその安全な合理的な経路というところでは想定はしていないというところでございます。

〇松岩委員

取りあえず分かりました。

それで、私の質問の趣旨としては、この制度が8割、国や道からの交付税というのですか、補助金を得て、2割は保護者が負担をしてという形で運用されている規定であるということなのですが、通学距離や計測方法の見直しによって事業の在り方を再検討すべきという質問をしたところ、国の基準を適用しているなどの理由から事業の在り方を再検討するのは難しいということでした。

ちなみに、国や道に対して財政措置を要望していくというふうな答弁があったのですけれども、これはどういったことを、どのように求めていくのでしょうか。

〇(教育)学校教育支援室南主幹

ただいまの国や道に対しても財政措置の要望というところでございましたけれども、それは北海道都市教育委員 会連絡協議会というところがありまして、そこから文教施策に関する要望書というのがございますので、北海道の 地域性に応じた新たな補助制度の創設を希望しているというところで要請しております。

〇教育部長

今、当市の助成の関係で教育長の答弁を含めて松岩委員から助成の中身を少し御説明いただいたのですけれども、これは国の特別交付税ということで、うちの執行額の約8割を頂いていて、10割を市が出しています。つまり2割は保護者の負担ではなくて、市が単費で見ていると、そのような状況ですので、よろしくお願いいたします。

〇松岩委員

正しくは、保護者は負担していないということです。国のお金が8割入っていて、2割を市が負担していると、 保護者は負担していない。

それで、まずは結論から言うと、私は別に国や道に対して財政措置を求めるべきだという趣旨に立っていません。 現状を、まず僅かに距離基準を満たしていないために、全額自費でバス通学をしている児童・生徒に対して、一方 では距離の基準より外側にいるということで助成事業を利用している児童・生徒がいるので、僅かに満たないとい うところで、そういった要綱が適用されないということについて、何らかの検討を対応してほしいというのが基本 的な考えです。

それで、冒頭で確認しているとおり、市教委では僅かに距離が満たないがためにバス通学をしている児童・生徒数を把握していないということなので、把握していないのにどういった要望が国や道に対してできるのかなというのも疑問ですし、今の要綱に沿った形で100%認める必要はなくて、例えば金額の割合だとか、距離に関しての基準だとかは、その児童・生徒数の数に応じてですけれども、市独自で考えるということをしてもいいのではないかと思います。

これがあまりにも対応する児童・生徒数が多いということであれば、公平性の観点から難しいという考えもありでしょうし、あまりそういった対象の児童・生徒が少ないのであれば、その子育て施策とか教育施策に充実したまちづくりという観点から、そういった方に対して支援をしていくということも考えられるのではないかと思うのですけれども、そういったことも含めて、今後の対応について何らかの模索、検討してもらうということは可能でしょうか。

〇教育部長

この助成制度を一部、繰り返しでお話しさせていただかなくてはいけないのですけれども、あくまでも助成制度ということで、先ほど予算というか財源のお話はさせていただいたところですが、もともと国からお示ししていただいているのは、全国的には小学校4キロメートル、中学校6キロメートルということで、本市は小学校2キロメートル、中学校が3キロメートルということの中で、この特別交付税を8割方もらっているという状況です。

それで、市内の多くが範囲の中に入っていれば、施策としてどうなのということの御質問かと思うのですが、やはり助成ということを考えると財源、予算、この辺を考えなくてはいけないですし、ルールとして要綱をお示しさせていただいていますけれども、これが例えばですけれども、中学校3キロメートルというところが2.9キロメートルで認めた、では2.8キロメートルの人は認められていないけれどもどうなの。

では、どこで線を引くのという問題が、これまでもいろいろ議会の中で御議論いただいていたところなのですけれども、私どもとしましては今、先ほど担当から申し上げましたけれども、北海道都市教育委員会連絡協議会を通じて、やはり国や道に、その辺の助成の距離だとか、何かというところでお答えいただいた中では、いろいろ御議論させていただくのだろうと思っているのですが、現状としては、この2キロメートル、3キロメートルがルールで、全市的に同じルールでさせていただいているので、なかなかここが、国のお示しがまた変わらないと小樽市の

内部だけの単独で、単費で、施策でということになれば違いますけれども、そういった状況でなかったら少し難し いというところで、教育長からも本答弁の中で、そういった趣旨で御答弁させていただいているという状況でござ います。

〇松岩委員

それは、国の制度設計に従って市でやっている条項、この内容について変えるということはさすがに難しい部分もあると思います。この手の議論をすると必ず基準というのが絶対に出てきます。何日までに生まれたとか、何日までにどうしたとか、そういったいろいろな分野において絶対に基準は出てくるので、それが少しでも足りなかったり、増えたりした場合、その人たちをどうするのかというのは、どこまでいっても際限がないところだと思います。

ただ、このことに関しては、まず大前提、そういったことにかかわらず僅かに通学距離が満たない児童・生徒数をまず把握していない。これがたくさんいるかいないかも市で分かっていない。そういった中で、実際に少し満たないから何とかしてほしいという声があったときには制度設計の考えから国や道に要望していくという話ですけれども、では何を要望するのですかという話になったときに、距離の制限をなくすのか、金額なのか、その辺もまだまだ見えないとなると、この相談をいただいた市民の立場からしたら、すごく冷たい教育委員会だなというふうになると思うのです。

そういったことも含めて、もう少しふわっとでいいので、そんなに冷たく一斉に、全く検討できないというような状況なのか。立場は分かります。ただ、そういったものはもう少し何かできないものなのですか。

〇教育部長

本当にこの距離2キロメートル、3キロメートルというのは、ずっと適正配置の計画を進めさせていただいている中でも御指摘いただいている状況だったのです。ただ、市内一律で物事を考えなくてはいけないというときに、やはり要綱に沿った2キロメートル、3キロメートルというところで、これは直線距離で測るわけではないです、安全な道に沿って測っていく、それは当たり前のことだと思うのですが、そういった中での2キロメートル、3キロメートルを判断基準としてさせていただいていますのでなかなか、では、本当に何メートルでいいよ、本当に1キロメートルまでだったらいいよとか、何百メートルだったらいいよと。

ここはやはり、平等の観点から2キロメートル、3キロメートルというところでは、業務的にも判断させていただいているという状況ですので、それが何も状況が変わらない中で、では何キロメートルという判断基準を私たちは持てませんし、そういった中では少し難しいものだというところで考えております。

〇松岩委員

堂々巡りになってしまうので、次に私が投げかけるのでもうやめますけれども。やはり生徒数、児童数を把握していないというところで、そこから先はどうしようもないと思うのです。僅かに満たない人がたくさんいるのか、少ないのか、その辺が分からないと。少ないのであれば予算措置も可能でしょうし、あまりに多いのであれば不公平だとかという話にもなるでしょうから、そういった子供たちがいるということなので、まずはその児童・生徒数の把握に私はできれば努めていただきたいと思います。それについて最後にお答えいただいて、この質問を終わりたいと思います。

〇教育部長

少しやり方を考えないと即答はできないのですけれども、本会議で教育長から御答弁させていただいた中で、本 日も担当から答弁していますけれども、基本的な通学の仕方、春に学校に提出させていただいていますけれども、 中には時期的にバスに乗らせていただいていたりという方もいらっしゃいますし、そこを全部ひっくるめて調査す るのは、やり方を考えないと数字的には難しいかなというところでは答弁させていただいたところです。すぐ短期 間でできるという形ではないので、少しやり方を考えながら検討させていただきたいというふうに思っています。

〇松岩委員

では、やり方を考えるというところで、私もやり方を考えますので、よろしくお願いします。

○図書館の無料のWi-Fi整備について

次の質問に移ります。

図書館の無料のWi-Fi整備についてであります。

前任期から私は公共施設の無料のWi-Fi整備というのはどんどん進めるべきであるという立場でありまして、今まで図書館については触れてこなかったのですけれども、今回、総務常任委員になりましたので図書館についても触れていきたいと思います。

まず大前提に、今、小学生、中学生に1人1台タブレット端末が配布されるGIGAスクール構想というのが数年前にスタートしている中で、そもそも図書館に無料のWi-Fiは必要であると本市は考えていますか。

また、優先順位だとか、そういったものはどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

〇教育部長

今のデジタル時代ということで、委員がおっしゃるとおりなのですけれども、そういった時代と市民サービスの 向上ということを考えると、必要か必要ではないかと二者択一であれば、やはり必要になってくるというふうには 思います。

ただ、この優先順位というお話をさせていただいていますけれども、実際に予算組みをするときに教育委員会の中でいろいろな、図書館、文学館・美術館、博物館だったり、教育委員会の建物の中でも各課もあります。そこでの優先順位もやはりつけなくてはいけないですし、その中で、教育委員会全体で優先順位がどうだという形にもなろうかと思います。

また、教育委員会から財政部、市に予算要求した中でも、庁内の中での優先順位ということがあろうかと思います。

そういった中で、図書館としてみれば、蔵書もやはり必要ですし、老朽化ということの中では、施設の修繕のお金も要求していかなくてはいけないという部分もあって、現時点でこのWi-Fiが一番なのかという、何番目というのは、申し訳ないですけれども、順位的な部分は今お示しできないというような状況でございます。

〇松岩委員

厳しい回答です。

一般質問では、図書館で複数同時にインターネットを利用した場合、通信に支障が生じる可能性があるためネット環境を提供していないという答弁がありましたが、これはどういった意味でしょうか。

〇(教育)図書館副館長

Wi-Fiの設置に図書館の既存のネット環境を利用した場合、図書館の貸出し、返却、それから蔵書検索などといった図書館業務に必要な図書館システムともつながっております。

したがって、大きく二つ影響があると考えております。一つは、図書館システムそのものの動作が遅くなる可能性があること。もう一つは、利用者情報の漏えいなどセキュリティー上の問題があること、この2点が考えられます。

〇松岩委員

次の質問にもかかってくるのかと思うのですけれども、そうしたら今の図書館のネット接続に関しては、蔵書検索だとか、図書の貸出し等に係るオンラインの接続だとかが一つになっているような回線を使っているので、仮にそこから、私がよく市民会館のWi-Fiにケーブル延長をさせてつければいいのではないかというようなこと言いますけれども、そういったようなことをやろうとした場合は、先ほどのようなセキュリティーの観点とか、通信速度が遅くなるというのが課題になるということなのですか。

〇(教育)図書館副館長

そうです。全くインターネットの光回線のルーターに窓口端末や業務端末、それから、館内でお客様が使用する 閲覧端末、そして利用者開放インターネット端末、いずれもつながっているので。システムそのものの動作が遅く なり、それから、繰り返しになりますけれども、ネットの利用者情報に関するセキュリティーの状態が出てくると いうことです。

〇松岩委員

なので、市民会館や市民センターの場合はホールに有線のケーブルが来ていて、その有線のケーブルを使っていないときは部屋に延ばせば使えるのではないかとか、ホールで使っていたとしてもそんなに通信の影響はないのではないかというのが言えたのですけれども、図書館については恐らくそれが言えない状況なのだというのが分かりました。

それで、試験的最低限の費用で無料のWi-Fiを整備しようと思ったときに、どのぐらいの費用がかかるものと見込まれますか。

〇(教育)図書館副館長

まず業者に確認しましたところ、全くの別回線を引きまして、アクセスポイント1か所のみとして、セキュリティー補償も待機補償もしないものとすれば、初期費に概算で30万円から40万円、月額利用料で1万5,000円程度になるのではないかということでした。

〇松岩委員

これは恐らく市民会館と市民センターのネット環境に関する事項について、予算特別委員会で私が資料提供しているものから推測するにも恐らくそのぐらいの数値になるのかと思います。

反対に、本当に館内全域に全ての人が接続しても一切安定が保たれるような、すごく高性能なWi-Fiを整備しようとした場合は、大体どのぐらいの費用が見込まれると考えられますか。

〇(教育)図書館副館長

アクセスポイントのポイント数については未確認なのですけれども、システム業者に口頭で確認しました。そうしましたら、まず100メガの待機補償、それからセキュリティー強化のための対策を講じて、機器や設定などで、概算なのですけれども、おおよそ300万円から500万円かかるのではないかということです。

これとは別に回線利用料等がかかりますが、こういった月額の利用料に関して業者に確認しましたところ、利用の度合いにもよるので、これに関しては少し分からないということでございました。

〇松岩委員

決して最初からスペックが高いものをフルに入れる必要は全くないでしょうし、そんな予算もないでしょうからできるような試験的な取組でも構わないと思うので、まずは少しずつ使えるような環境をつくっていくということが市民ニーズにとっても非常に望まれるものなのではないかと思います。

これは最近、毎回聞いている質問なのですけれども、無料のWi-Fiを図書館に整備するために市民や企業から寄附や役務提供があった場合、本市としてはそれについてどのように対応しますか。

〇(教育)図書館副館長

図書館としましては、利用者には安定して安心・安全な利用していただきたいということを考えております。その条件に合った設置について全額御提供いただけるということであれば、ありがたく頂戴したいと考えております。

〇松岩委員

ありがたく頂戴したいということなので、私もそういった方がいないか探したいと思いますので、見つかった場合は御連絡をします。

最後に、無料のWi-Fiを整備した場合に、当然パソコンや電子機器の電源も確保しなければならないと考えられま

す。これについては、私は学習スペースなどでは当然、電源、要はコンセントを自由に使える環境も整えるべきだ と考えます。

実際に全国の図書館を比較するようなサイトではWi-Fiの充実だとか、ロッカー、カフェがあるとか、自動販売機があるという項目のほかに電源が自由に使えるかという項目もあります。小樽市の図書館が電源も自由に使えると、より魅力度があって使い勝手のいい施設になると考えますが、それについての見解を伺います。

〇(教育)図書館副館長

まず、電源については、整備やそれに伴う整備費が必要となります。ですので、全体を含めて検討が必要と考えております。

〇松岩委員

最初の質問もそうですし、二つ目の質問もそうですけれども、最初からフルスペックにやる必要は全くなくて、できることを模索していかないと何もできない、できない理由を並べると何もできなくなるということがありますので、どうやったらできるかというのを私もしっかりと勉強していきたいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いします。

〇委員長

自民党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時09分 再開 午後2時30分

〇副委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

〇佐々木委員

◎旧北海製罐第3倉庫の保全活用について

1点目は、旧北海製罐第3倉庫の保全活用について伺います。

今回、消防設備等の改修工事を行うというふうにお聞きしました。

最初に、工事の目的と工事の具体的内容について、また、これにより倉庫内のどこが、どのように利用できるようになるのか、お示しください。

〇 (総務) 企画政策室藤本主幹

今回の消防設備等の改修工事についてですけれども、誘導灯や消火器といった消防設備などを設置することによって、倉庫としての機能を回復することを目的としております。改修工事を実施することによって1階と2階は倉庫として使用が可能になりますが、社会実験を行うことを目的としていますけれども、これが可能になるのは2階の約200平方メートルの事務所部分ということになります。

これに加えまして2階のバルコニー部分、建物外部になりますけれども、こちらで社会実験を行う際には1階と2階を通りますけれども、そこの通路についても通り抜けをすることができるようになります。

それから、給排水工事、設備工事も行いますので、1階のトイレ、あるいは2階に給水設備を設置して使用する ことが可能となる予定でございます。

〇佐々木委員

工事の期間というのはどうなりますか。

〇 (総務) 企画政策室藤本主幹

工事期間についてはまだ正確に固まってはおりませんけれども、10月中を目途に工事を終えたいというふうに考えております。

〇佐々木委員

工事完了後の管理体制というのはどうなるのでしょうか。

〇 (総務) 企画政策室藤本主幹

工事完了後におきましても分区などの規制が残るものですから、常設的に使用がすることは難しいということになります。当面は市が管理する予定でございます。

〇佐々木委員

市の管理ということで。

それで市の管理する中で、今後のその具体的な活用方法について、先ほど社会実験という言葉もありましたけれ ども、どのようになるのかお知らせください。

〇 (総務) 企画政策室藤本主幹

当面は、委員のおっしゃるとおり分区の規制に反しない範囲で社会実験を行いたいというふうに考えておりまして、具体的には、バルコニー部分を活用したカフェですとか、建物、事務室部分になりますけれども、こちらを利用してマルシェですとか、音楽イベントをしたいと、そんなような要望が寄せられているところでございます。

〇佐々木委員

結構、多彩な行事等が可能になるというふうにお聞きをしました。

それで、先ほど2階の工事は200平方メートルというふうにお話がありましたけれども、建物の広さからいうと今回のエリアというのは建物の多分ほんの一部だと思うのです。それから、3階より上のエリアなども、今回の工事のエリア外ということになってしまっているようです。

例えば3階、4階部分の見学だとかはできないのかとか、それから、どう見ても、例えば2階のそれ以外の部分はどうなるのだろうとか。これから活用したいと考える人、会社、そういうところは実際にそういうところを見てみないと、どう使うか検討のしようがないというふうに思うのですけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

〇 (総務) 企画政策室藤本主幹

まず、建物の3階以上の部分につきましては、消防設備等今回の工事では予定してございませんので、管理上、必要な場合などを除きまして基本的には立ち入ることができない状況でございます。

それから、1階、2階の倉庫部分などといった部分も原則としては倉庫以外の使い方はできませんので、自由という形にはならないものですから、こういったところの見学、中を見てもらう分には3Dの映像なども用意してございますので、そういったものも使いながら建物内部は見ていただくというふうなことを考えてございます。

〇佐々木委員

できるだけいろいろな方法を使って、広くいろいろな方に見ていただいて活用を幅広く募集できるような形を取っていただければというふうに思います。

それから、結局、社会実験でいろいろなことをやるということをお聞きしましたけれども、今後の活用方針、それから、今回の工事で使えるようになったことが、倉庫全体の保全活用にどうつながっていくのかというところは 説明しておいていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

〇 (総務) 企画政策室藤本主幹

今年の1月13日になりますけれども、NPO法人OTARU CREATIVE PLUSという法人と北海製

罐第3倉庫の保全活用に関する連携協定を徹底しておりまして、今後につきましてはNPO法人OTARU CR EATIVE PLUSが企画立案する社会実験の開催、こういったものを通じまして、北海製罐第3倉庫の新たな魅力を発掘していくと、こういったことに取り組んでいく予定です。

また、今、一時的な状態になりますけれども本格活用段階になりましたら民間の開発事業者の協力なども得たいと考えておりまして、こうした社会実験の取組を国や道などの関係機関ですとか、開発事業者、こういった方に情報を発信することによりまして、北海製罐第3倉庫の保全活用につなげていきたいというふうな考えでございます。

〇佐々木委員

今、OTARU CREATIVE PLUSの名前が出てきましたけれども、その前に、この前、報道等に地域おこし協力隊員の活動がここを中心にというような報道がされていましたけれども、具体的に旧北海製罐第3倉庫の活用とこの地域おこし協力隊員はどういうふうに関わるのでしょうか。

〇(総務)企画政策室藤本主幹

今回の投入する地域おこし協力隊の活動内容についていたのですけれども、まず一つ目が、北海製罐第3倉庫は 北運河地区の魅力発信、情報発信、二つ目として、北海製罐第3倉庫を活用した社会実験の企画運営、それから、 小樽全体の地域活性化に資する事業などに取り組んでもらうことを予定しておりまして、OTARU CREAT IVE PLUSと共に北海製罐第3倉庫に関わっていただくということを予定してございます。

〇佐々木委員

そうすると、この地域おこし協力隊の方は、ここに大体常設でいらっしゃるということになる予定なのですか。

〇 (総務) 企画政策室藤本主幹

基本的にはOTARU CREATIVE PLUSに雇用してもらうような仕組みを想定しております。

〇佐々木委員

それでは、もう少しOTARU CREATIVE PLUSについて伺いたいのですけれども、この組織の概要についてとこの建物に、今少しいろいろと聞いてきましたけれども、もう少しまとめて、どう関わっていくのか。それから、第3倉庫活用ミーティングの最終報告書の中には、市から委託を受けた民間組織というものに活用施策についてお任せしていくというような話が出ていましたけれども、その民間組織にこのOTARU CREATIVE PLUSが当たるのかどうか。

〇 (総務) 企画政策室藤本主幹

NPO法人OTARU CREATIVE PLUSについてですけれども、まず目的が北海製罐第3倉庫の保全及び利活用を通じて小樽の歴史景観を保全し、北運河及び第3号ふ頭等を含む周辺エリアの活性化、市民や小樽市を訪れる人々の交流促進、文化芸術振興など、文化と経済の両輪による持続可能なまちづくりに寄与すること、こういったことを目的とした団体でございます。

人員とか、そういったものでございますけれども、今年、令和5年3月31日現在で若手の経済人、こういった方を中心とした10名の理事を含む23名の会員で成り立っている団体でございます。

活動資金につきましては、会員からの会費と助成金などによって運営されているというふうに聞いてございます。 あと、こちらの団体の性質についてですけれども、現時点では北海製罐第3倉庫の運営ですとか、建物の管理運営を委託しておりませんが、先ほど申しましたけれども、こちらのNPO法人OTARU CREATIVE P LUSとは連携協定を行っておりまして最終報告書では北海製罐第3倉庫の活用に向けた運営組織とそういったような言葉も出てきますので、こちらに該当するのかというふうに考えてございます。

〇佐々木委員

少し分かってきました。

それで、連携してということなのですけれども、市はこのOTARU CREATIVE PLUSにこの建物

の具体的な活用方法などを諮問するというような形になっているのでしょうか。私がこれまでお聞きしていた中で も、あくまでも市の施設として、市が主体的に活用に向けて検討、判断していくということが主だと思うのですけ れども、その辺との関係を御説明ください。

〇 (総務) 企画政策室藤本主幹

北海製罐第3倉庫の活用方法につきましては、当面実施する社会実験を通じました北海製罐第3倉庫の魅力の掘り起こし、こういったものにつきましてはNPO法人OTARU CREATIVE PLUSと連携して進めていきたいというふうに考えております。

ただ、北海製罐第3倉庫の最終的な活用方法、将来的な活用方法につきましては、NPO法人OTARU CR EATIVE PLUSの意見を踏まえながらということになりますけれども、建物所有者である市が最終的な判断をしていくという形になろうかと思います。

〇佐々木委員

市の判断を待ちたいと思います。

それで、広大なあの建物を生かした利活用方法を組み立てていくためには、どう見ても前組織である北海製罐第3倉庫活用ミーティングが示した方針に書かれているように、やはり市民が中心になって、そして交流、芸術文化の発信、人材の育成の場、そうしたものが持続可能なローカル・ツーリズムの拠点となる小樽の個性が息づくまちづくりを担う場になってほしい、こういう思いをきちんと踏まえた、そうした活用策が出てくる必要があると思うのです。

そのためには、先ほどOTARU CREATIVE PLUSには10名の理事と23名の会員がいらっしゃる。 きっと幅広くいろいろな方がいらっしゃるとは思うのですけれども、それにとどまらず、やはりもう少し、例えば 芸術、文化、その他、広い視野について検討が必要だと思われます。そのための人材確保策みたいなことは、市は 考えておられますか。

〇 (総務) 企画政策室藤本主幹

今、委員おっしゃられましたとおり、NPO法人OTARU CREATIVE PLUSには小樽市民だけではなくて小樽市外の個性豊かな若手メンバーなども参加していただいておりまして、幅広いネットワークをお持ちです。

それに加えまして、今後、先ほど申しました地域おこし協力隊、こういった方の導入も予定してございますので、 彼らの持つネットワークなども使いながら芸術、文化、こういったものも含めて広い視野から北海製罐第3倉庫の 利活用の検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

〇佐々木委員

この項、最後なのですが、少し視点が違うのですが、先ほどの第3倉庫活用ミーティング最終報告書には第1フェーズの2025年までに国の登録有形文化財として保全することを検討とあります。

これは市側で検討する事項になると思うのですけれども、その進捗状況についてお聞かせください。

〇(総務)企画政策室藤本主幹

国の登録有形文化財につきましては、登録をすると改修する際に届出が必要とそういったふうに聞いてございまして、現時点では申請、そういった手続には至っておりませんけれども、今回の北海製罐第3倉庫の最終的な活用 形態を見極めながら判断してまいりたいなというふうに考えてございます。

〇佐々木委員

今の点も、やはり国の文化財の指定を受けると様々な制限が加わるというデメリットもあるから、その部分については大変なのですが、ただ、登録有形文化財はお金も出ない変わりに制約も緩いという中で、万が一の際に国のいろいろなものが使えるというようなメリットがあるので、ぜひそういうことの活用も視野に入れて御検討いただ

きたいと思います。

◎人口減少対策への子供たちの意見反映について

続きまして、2点目の質問に移らせていただきます。

人口減少対策への子供たちの意見反映について伺います。

先日、市内中学校1年生の市内研修の発表会を見せてもらう機会がありました。その発表会のタイトルは「もっといい小樽、中学生が未来を変える」という大変、真面目なテーマで、中学校1年生が頑張っておりました。

事前学習で小樽市の現状と課題についてガイダンスを受けて学び、その中から、小樽市の人口減少、少子高齢化の問題に取り組もうと。中学生としてできること、中学生の視点で解決策を見つけてみようということになったようです。

小グループごとに課題を決めて、解決策を探りに市内研修が1日あったのですが、自分たちでグループごとに市内に出かけていって様々なことを見聞きしてきたという中で、その結果をまとめて発表会でプレゼンをやっています。クイズだとか、寸劇だとかを入れて工夫して発表していました。企画政策室の方にも来て見ていただいて、そうした中で発表後、すごく感想等も述べていただいて、子供たちは非常に喜んでおりました。

そこで企画政策室にお聞きすることになるのですけれども、発表会に参加してのまずは御感想をお聞かせくださ い

〇(総務)企画政策室松尾主幹

発表会に参加しての感想につきましては、新幹線開通後の外国人観光客の受入れ、観光振興のための体験メニューづくりや情報発信、子育て支援策の充実、安心して働ける仕事の確保、空き家や市営住宅を活用した住まいの確保、交通アクセスの充実など、私たちが人口対策として有効と考えることを中学生の視点で小樽市のまちをよく理解し、小樽市の将来を自分事として考えられており、大変興味深いものでした。

〇佐々木委員

本当に企画政策室の方からは大変、子供たちのやった発表について、すごくよく捉えていただいて、様々なアドバイスを受けて、それで本当に子供たちは、やりがいがあったという感想を後ほど述べていたそうです。

私も感想を持ちました。やはり一つは教員方のそういう優れた指導のたまものだとは思うのですけれども、大変に聞き応えのある発表会だったと思います。もちろん、子供らしい夢のある楽しい発想のものもありましたけれども、大半は小樽市の状況を押さえた上で現実的なものが多かったです。

子供たちの主張の中でのポイントは、今あるものを進化させると。それから、札幌市と違う小樽市独自のものを というのがキーポイントになっていたと思います。今あるもので、全く新しい夢のようなものをつくれとか、持っ てこいとかというのではなかったです。

例えば中で出ていたのは、今、議会でも話題になっている市内の公園をどうしていこうとか、それから、市営住宅がある。その市営住宅を活用して何とか住民を増やしていけないかとか、それから、水族館についても行ってきた結果、例えば公園がなくても水族館が小樽市にあるではないかと。ああいうのをもう少し活用できないのかというような意見もありました。

市内研修当日、企画政策室にも中学生が来て話を聞いていって、小樽市内のほかの部署にも来たそうです。

例えば、企画政策室に来た当日の中学生は、どんな内容の話をされたのか、また、そのときの様子などが分かりましたらお伝えください。

〇(総務)企画政策室松尾主幹

企画政策室には2班が研修に来ており、まずは小樽市の人口動態について説明し、その後、人口減少と少子高齢 化をテーマに質問を受けました。

主な質問の内容としては、小樽市に住む人を増やすにはどうすればよいか。小樽市は少子高齢化を止めるために

何をしているのか。なぜ人口は減ってしまうのかなどの質問がありました。

質問に回答する際には、生徒の考えを聞きながら研修を進め、こちらからの質問に対しても生徒たちはしっかり と自分の考えを述べておりました。

〇佐々木委員

子供だからといって全くばかにはできない。本当に子供たちの視点で子供たちができることを一生懸命に頑張ってやってくれた様子がよく伝わります。私もそれ以外でお聞きしたところでは、市役所のほかにも、例えば小樽ベイシティ開発にも行かれています。それから、水族館、小樽観光協会、高齢者施設、それから、街角で市民や観光客に突撃インタビューもしているのです。その結果をまとめた発表会なものですから、もう聞いていても本当にレベルが高い、大人が尻込みするようなところにどんどん出かけていって導き出した。中学校1年生がこうしたことができるのです。

こうした取組を行い、答えを導き出したこの原動力というのは、そのときも聞きましたけれども、子供たちのふるさと小樽への思いがひしひしと感じられ、そうしたものが今回こういうものの力になっている。これは別に私が伺ったこの学校だけの話ではなくて、多分、市内の中学生は、こういう話をしてやれば、こういうことはできるのです。こうしたことが本当に、私は学力の部分では大事だなというふうに感じています。

それで、また質問に戻りますけれども、その一方で、この子供たちがすごいということあるのだけれども、人口減少、こうした社会減、その中でも社会減に関わる子供たちは、これから大人になってこの小樽市に住み続けるのか、小樽市を出ていってしまうのか、その一番の主体になる人口の子供たちです。

やはり将来、小樽市で生活してもらうためにも主役からの意見というのは重要ではないかというふうに思うので すが、いかがでしょうか。

〇 (総務) 企画政策室松尾主幹

この発表会に参加し、公表させていただいた際に、今回の市内研修を終えて、これからも小樽市に住み続けたい と思う人はどのくらいいるか、挙手をしてもらったところ2割から3割程度の挙手にとどまりました。大変残念な 結果ではありましたが、なぜそのような思いになるのかなど、本市に住み続けるためには何が必要なのか、率直な 意見を聞くことは今後の人口対策を考える上でも必要と考えております。

〇佐々木委員

私も質問を聞いて二、三割しか残らないといった子供がいないのは非常にショックでしたけれども。だけれども、 やはりこういう子供たちの意見を直接聞く機会という、市の方、それから私たち大人が一緒に話をする場というの は、本当にこういうのを地道に続けていくことこそが、こういう人口減少対策に少しでも歯止めをかける、実は大 切なことなのではないかなというふうに感じておりました。

この項、最後にお聞きしますけれども、やはり市が主体となって積極的に子供たちとこういう意見交換する場、 そういうのを創設する、工夫するような気はないでしょうか。

〇 (総務) 企画政策室松尾主幹

子供たちの意見をまちづくりや人口対策に反映させるには、子供たちがまちづくりに参加できる環境を整えることも大切と考えております。全ての子供たちを対象に幅広く率直な意見を直接聞ける場として、デジタル技術を活用したポータルサイトでの意見を募集するなど様々な手法があるかと思いますので、今後、人口減少対策を進める上で検討や研究を行わなければならない事項の一つと認識しております。

〇佐々木委員

ぜひ、そういう方法等も工夫してやっていっていただければというふうに思いますし、また、市教委等と連携を して、そういう施策を進めていただければというふうに思います。

◎市内中学校の部活動について

3点目、市内中学校の部活動について伺います。

拠点校方式をこの4月から実施を小樽市独自の方法として進めています。実際に動き出してみて、その点でお聞きしていきたいと思うのですけれども、結局いろいろなところでも話が出ているのですが確認のためにお聞きしますが、発足部活動とそれぞれの参加生徒数、それから、そこに関わる指導者数、そのうちの教員以外の部活動指導員数はどうなっているでしょうか、お聞かせください。

〇(教育)教育総務課長

拠点校方式を採用した部活動についてでございますけれども、まず参加人数につきましては陸上競技ですけれど も、拠点校である北陵中学校が20名、長橋中学校3名の23名で活動をしております。

また、次の拠点校ですけれども、松ヶ枝中学校ですけれども、こちらが17名、向陽中学校が1名、計18名で活動をしております。

また、次の拠点校ですけれども、潮見台中学校が12名、桜町中学校が1名、望洋台中学校が1名、計14名となっております。

次に、サッカーですけれども、北小樽拠点校サッカー部として登録をされておりまして、拠点校は長橋中学校となっております。こちらが14名、北陵中学校が4名、菁園中学校が2名、松ヶ枝中学校が1名、計21名の活動となっております。

もう一つですけれども、南小樽拠点校サッカー部の拠点校は望洋台中学校になっております。こちらが6名、潮見台中学校が1名、桜町中学校が11名、朝里中学校が2名、銭函中学校が14名、計34名で活動をしております。

最後に、表千家の茶道部ですけれども、長橋中学校が3名、北陵中学校が2名、計5名の活動となっております。 続いて、裏千家ですけれども、こちらは「ちゃどう」と呼ぶそうですので茶道部というふうになっておりますけれども、北陵中学校、向陽中学校、潮見台中学校、望洋台中学校から各1名、桜町中学校、朝里中学校から各2名の計8名の参加となっております。

指導者ですけれども、茶道部を除いてそれぞれ原則顧問は1名ということで活動をしております。そのほかにも 部活動指導員だったり、外部のボランティアの御協力をいただいております。ただ、そのときによって実際に指導 に関わる人数は変化する状況です。

その中で部活動指導員の数ですけれども、陸上部が1名、サッカー部が1名、茶道部は4名を任用しております。

〇佐々木委員

結構大人数が参加しているということがよく分かりました。

そこで、拠点校方式を導入した種目について、単独校で設置している校数を種目ごとにお聞かせください。

〇(教育)教育総務課長

〇佐々木委員

そうしたら、サッカーは単独校で出る学校はないということですよね。分かりました。

次に、子供や保護者の声というのは一般質問で聞かせていただきました。拠点校や拠点校以外の学校、教員から の声はいかがでしょうか。感想、要望も含めて、もしあればお聞かせください。

また、それに対してどのように市教委は答えていらっしゃいますか。

〇(教育)教育総務課長

拠点校方式を開始して間もないですので、まだ教員の方々にしっかりお声をお聞きしているという状況ではございません。ただ、今後、実施を検討しているアンケート調査などで、学校教員の声というものはしっかりと聞いてまいりたいと考えております。

また、そのアンケート調査等を踏まえて、来年度の取組につなげていくことが教員たちの声を聞くということに なると考えております。

〇佐々木委員

まだ始まったばっかりなのに、せわしない聞き方をしてしまいました。

文化系の部活動の茶道(さどう)部と茶道(ちゃどう)部について伺いますけれども、今後の文化系部活動の先例となるということで少しお話を伺っておきたいのですけれども、活動の様子等がありましたら聞かせてください。

〇(教育)教育総務課長

茶道(さどう)部と茶道(ちゃどう)部ですけれども、それぞれ表千家、裏千家の団体が市内にございますので、その団体から推薦をしていただいた2名の部活動指導員を任用させていただいています。表千家については日曜日、小樽市生涯学習プラザで、裏千家は土曜日、小樽市公会堂で活動をしております。どちらも基本的には月2回活動をしております。

私自身も初日に見学に行きました。茶道に興味を持っていただいた生徒が複数の学校から集まってきていまして、 作法などを指導者から学んだり、実際にお茶とかお菓子などを頂いている様子も見学をさせていただいて、非常に 楽しそうに活動しているという印象を受けました。

〇佐々木委員

大変そういうお声を聞いて、こういうことを進めていただいてよかったと思います。

子供たちの選択の幅も広がって大変有効な活動になっていると思うのですけれども、もう一つのこの目的でありました教員の負担軽減の部分なのですけれども、現段階で教員の負担軽減につながっているということは言えるでしょうか。

〇(教育)教育総務課長

茶道部につきましては新設をした部活動ですので、昨年度そもそも教員の負担が全くなかった形にはなりますので、教員の負担軽減という形ではつながるという取組ではないのですけれども、ただ、この部活動自体は活動を現在、土日のみで行っていますし、また、学校以外の場所で活動を行っておりますので、教員の負担というもの自体を極力増やさない、一方で、しっかり生徒の選択肢を増やすというふうな視点からは取り組めているというふうには認識をしております。

〇佐々木委員

実は部活動の話をしていますけれども、今日、市内の中体連の大会をちょうど行っている真っ最中で、今もやっていると思います。市内の中体連大会、また、後志大会へのこの拠点校方式の影響などは出ていないでしょうか。 その点について何かあればと思うのですけれども。

この事前に監督者会議等が例年、開かれますけれども、そうしたところで、その際、拠点校に関わって何か監督の教員、その他からお話等が出ているようであればお聞かせください。

〇(教育)学校教育支援室南主幹

ただいま中体連の市内大会、また、後志大会の影響ということで御質問がありましたけれども、中体連事務局に確認しましたところ、サッカー、陸上共に出場できなかった学校の生徒が拠点校方式になったことによって大会に参加が可能になったというふうに聞いております。

もう一つ、監督者会議についての御質問がありましたが、既に種目ごとに実施されております。その際に、何か 問題点等ありましたかという御質問でありましたけれども、監督者会議の中でも現時点では特に問題や意見があっ たということは聞いてございません。

〇佐々木委員

それであれば、本当に今のところやったことがメリット、子供たちの選択の幅が広がり、スポーツに打ち込める

というメリットが大きくなっているというところではよかったなというふうに思います。

拠点校から少し離れた質問になるのですが、部活動改革で今年度より民間チームも参加できるようになっていま す。学校以外のチームやクラブでの参加状況というのはどのようになっていますか。

また、その影響等についてはどうでしょうか。

〇(教育) 学校教育支援室南主幹

ただいま御質問のありました学校以外に参加したクラブチーム等につきましてなのですけれども、柔道が2団体、 陸上が1団体、女子バレーが1団体、剣道が1団体となっておりまして、いずれも複数校の生徒が参加していると いうふうに聞いております。

そして、その影響についてということなのですけれども、今年から教員の負担も引率しなくなった場合もあるということで軽くなってきておりまして、それとは別にクラブチームの中体連に参加が可能となったということで、 所属する生徒の運動に対する意欲も増したということも聞いております。

〇佐々木委員

民間チームが出ると本当に中体連組織にとっても根本的なところの変更というふうに私も感じるのですけれど も、そうしたところが今のところ影響なく進められているのはすごくよかったと思います。

それで、こうなってくると次にお聞きしたかったのは、動き出して出てきた課題というもの、そして、その課題が見えた段階でこの事業を改善していくというふうに伺っていました。ただ、今ここまで伺ってきたところでは、いいところは見えてきているけれども、課題についてはこれからだろうというふうなところのお話でしたので、これからいろいろな点が、もし反省等が出てきた段階で課題についての解決策について、また見えてきた段階でお話をいただきたいというふうに思います。

ただ、私が少し聞いたところで、それから、先ほど聞いた集まった人数とかを見ていても少し気になったところは、拠点校に集まった生徒のうち、結果として単独校で大会参加可能な人数が参加しているところがあると、1校でもって111人以上いる学校がほかの学校に移って拠点校に移ってサッカーをしているというような例もあるようなのです。そういうところというのは何とかならなかったかなという、せっかくなら単独校で出ることも可能だったであろうというふうに思うものですから、子供への事前アンケートの方法など、もう少し工夫の余地があったのかとも思うのですが、その点についてはいかがでしょう。

〇(教育)教育総務課長

アンケート調査でございますけれども、実施時期の工夫というのは一つ考えられると思うのですけれども、ただ、 拠点校の決定プロセス等を見据えるとやはり秋ぐらいには行わなければなかなか厳しいのかというふうには考えて おります。

ただ、昨年度にもアンケート実施をしたのですけれども、昨年度は教員、生徒、保護者も、拠点校というあまり 拠点校方式は耳慣れない言葉でしたし、具体的なイメージのない中でのアンケート結果になりましたので、今年度 は少し具体的なイメージを持っていただけるのかなというふうに考えております。

また、今年のアンケート結果というものは今数字としては手にしておりますので、そこと実際の入部数の分析等を加えることによって希望する生徒数の予想というのか、そういうものの精度を高めていきたいというふうに考えております。

〇佐々木委員

そうですね、やっていくうちに市内でも、いろいろこういう制度でやっているよという周知が進むと思いますので、今のようなところは改善されていくのかというふうに思います。

タクシーによる生徒の移動について、これは小樽方式と言われていますけれども、評判や感想はいかがでしたで しょうか。

〇(教育)教育総務課長

タクシーの移動についてですけれども、タクシーですと時間のロスがなかったりとか、安全に移動できますので 部活動が効率的に実施できることに対して感謝の声をいただいているというふうに認識をしております。

〇佐々木委員

そこでタクシーの移動、今後、参加生徒数が年ごとに増加した場合など、将来的に、予算的にこれは持続可能なのかというところは少し心配されるのですが、その点についてはいかがでしょう。

〇(教育)教育総務課長

タクシーの移動支援につきましては現在2種目で行っておりますけれども、現在でも一定の予算が必要だという ふうに考えておりますので、仮に採用する種目等を拡大していきますと、大きな予算が必要になるというのは認識 をしております。

ただ、タクシーの移動支援につきましては、平日の部活動を集まって行うために必要な予算というふうにも考えておりますので、何とか持続をさせていきたいというような視点でこれから財政部と協議を行ってまいりますけれども、現時点で私どもができることとしては、移動支援に係る財政措置や補助制度の創設を国や北海道に要望していきたいと考えております。

〇佐々木委員

ぜひ継続をお願いしたいと思います。

そこで最後に、今後の方向性の展開について何点か聞きたいのですけれども、小樽市の部活動の将来像として、 小樽市の拠点校方式を今後、定着、発展させていくのか、それとも地域に移行して、結果として学校教育から部活 動を切り離していくのか、これは、どちらの方向を目指すということなのでしょうか。

〇(教育)教育総務課長

教員の働き方改革の視点から申し上げますと、学校教育から切り離して地域移行を行っていくということが最終 目標になるというふうには考えておりますけれども、現在、地域移行の受皿となる団体等も見つけるのが難しいと いうような困難の中で、その目標のためにも現在の部活動をしっかりと持続可能な状態にしておいて、また生徒に 対しても部活動の選択肢を示していくということが必要だと考えておりますので、その必要な方法の手段の一つと して拠点校方式というものがあると思いますので、そこの部分を発展させていきたいというふうに考えております。 また、学校教育から切り離すというようなことが今、全国的に見ても現実的にできるのか分もありますので、そ の辺りの国の方向性というのはまだ少し定まっていない部分もありますので、しっかりと確認をしながら進めてい きたいと考えております。

〇佐々木委員

その将来像の中に指導員や場所確保のために保護者の経費負担が結果として増えて、そして中学生スポーツが一部の経済的にゆとりのある家庭の子供に限られるということのないようにしないでほしいなというふうにも思いますし、もう一つは、教員の働く環境の改善にしっかりとつながっていくというふうになってほしいという将来像を求めたいのですが、その点についてはいかがでしょうか。

〇(教育)教育総務課長

現在の部活動ですけれども、国がもう認めているように教員の献身的な勤務の下に成り立っているという認識で ございます。

ただ、ここを改善するには、結局は、国もしくは地方自治体、保護者、どこかは金銭的な部分も含めて負担をしていかなければならないという現実もあるとは認識をしております。

ただ、こういう状況の中で全ての関係者が納得できる状況というのは、なかなか難しい部分はあるとは思いますけれども、市教委としてはできる限りの対応を行っていきたいというふうに考えております。

〇佐々木委員

最後に、今いろいろとおっしゃっていただいた将来像実現のために必要なこと、ものというのはどんなものがあるかというところだけ最後にお聞きいたします。

〇(教育)教育総務課長

必要なことということでございますけれども、私ども、やはり2点ほど、指導者と予算というふうには考えております。

まずは指導者がいませんと部活動は成立しませんので、現在行っていただいている教員に替わる指導者を見つけていくことが必要だと。ただ、それがなかなか難しいという現実もあるのも事実ですので、結果的に教員にお願いする場面もあるかもしれませんけれども、少なくともそのときは効率的な形でお願いをしていくと、全体の負担を下げていくという考えは必要ではないかというふうに思っております。

また、予算につきましては、先ほど御質問あった移動支援の費用負担もありますし、現在、指導者は教員ですけれども、その代わりの指導者に係る費用負担も予想はされます。

この点については先ほど申し上げたとおり、国や道にしっかりと財政の支援を要望してまいりたいと考えております。

〇副委員長

立憲・市民連合の質疑を終結します。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

〇副委員長

公明党に移します。

〇白川委員

◎防災について

私からは一般質問させていただいたことに関連して、まず、防災についてお伺いいたします。

小樽市国民保護計画では、「小樽市は、市民の安全・安心が脅かされるどのような事態においても、市民の生命、 身体、財産を守る立場から、一人ひとりの基本的人権を最大限尊重し、市民の協力を得て、関係機関と連携しなが ら事態の対処に万全を尽くす必要があります」と示されているとおり、市の責務を明確にされていると考えます。

4月13日朝のJアラートの発令と連動しなかった防災行政無線について、改めて連動しなかった原因について説明していただけますでしょうか。

〇 (総務) 災害対策室安藤主幹

防災行政無線がJアラートに連動して自動起動しなかった理由についてですが、Jアラートの受信機が昨年12月に故障し、2月に受信機の修理が完了し、再設置した際に、通信受信と自動起動処理のアプリケーションソフトの連動状態が正常でなかったためであります。

なお、防災行政無線の点検業者に依頼し、6月6日に再設定を完了し、現在は回復をしております。

〇白川委員

となると2月1日に直ったという報告の時点で、直っていなかったということになるのでしょうか。

〇(総務)災害対策室安藤主幹

Jアラートの受信機は、物理的には修理は終わっていたのですが、その再設定のところに不具合があったという ふうに認識をしております。

〇白川委員

その防災行政無線が4月13日以前で、最後に使用されたのはいつになるのでしょうか、お聞かせください。

〇 (総務) 災害対策室安藤主幹

故障以前と申しますと、10月8日に実際、北朝鮮が弾道ミサイル発射いたしました。この際と全国一斉情報伝達 試験が11月16日の際までは異常なく、正常に動作しておりました。

〇白川委員

少し話を変えまして、5月16日に個人的に小樽市防災情報メールサービスの登録をしてみたのですけれども、6月6日に試験メールが届きましたが、それ以降の連絡は特にない状態で、個人的に少し思ったのですけれども、全国一斉情報伝達試験の実施について防災情報メールサービスの通知もあってよかったのではないかと考えますけれども、その点についてはどうでしょうか。

〇(総務)災害対策室安藤主幹

Jアラートの全国一斉情報伝達試験の実施を連絡できないかということですが、現在のシステムの設定上、基本的にはJアラートと連動して自動起動させてJアラートで発令された文面を送付するというふうに設定をしているため、登録制メールでそれ以外のお知らせを行うことについては技術的な可能性と問題点を含めて、今後、要否について検討してまいりたいというふうに考えております。

〇白川委員

ちなみに小樽市防災情報メールサービスは、いつから開始したものなのでしょうか。

〇 (総務) 災害対策室安藤主幹

登録制メールの開始時期につきましては令和2年7月に運用要綱を定めまして運用開始をしており、同年8月の 広報おたるでも市民の皆さんに登録のお願いをしているところであります。

〇白川委員

その防災情報メールサービスについて、本日までの登録者数は何名なのでしょうか。

また、その中で実際に通知が届いている登録件数は何件ほどあるのでしょうか、お聞かせください。

〇(総務)災害対策室安藤主幹

登録制メールの登録者数は、本日現在で334名となっております。

また、この登録者数のうち、有効な登録者数、要はメールが届くことが確認されている登録者数は334名全員ということで承知をしております。

〇白川委員

メールが届かなくなって、それで連絡が行かなくなったということはないということが分かったので、安心いたしました。

ただ、少し件数が少ないような気がするのが個人的な感想でした。

それで防災情報メールサービスは、先ほどの御答弁であったと思うのですけれども、開始当初はどのように周知 を図っていたのか、再度お知らせ願えますでしょうか。

〇(総務)災害対策室安藤主幹

登録制メールの登録者数を増やす取組でありますが、これまでは広報おたるにも数回にわたり掲載したほか、本市ホームページや公式SNS、小樽市総連合町会の各種会議や総連合町会市のコミュニティーでの紹介、各所で行う防災講話や職員研修での紹介、全戸に配布をした防災チラシへの二次元コードの掲載、FMおたるでの放送内での紹介などを行っております。

〇白川委員

そういった周知の活動をされた上で、334名という認識でよろしいのでしょうか。

〇 (総務) 災害対策室安藤主幹

委員のおっしゃるとおりであります。

〇白川委員

では、防災情報メールサービスを提供するために年間でどのぐらいの経費がかかっているのか、お示しいただけますでしょうか。

〇(総務)災害対策室北出主幹

登録制メールの年間経費についての御質問ですが、年間で26万4,000円になっております。

〇白川委員

26万4,000円なのですね、分かりました。

それは登録者数に関係なくかかるものなのでしょうか、お聞かせください。

〇(総務)災害対策室北出主幹

定額制になっております。

〇白川委員

となれば、やはり登録者数はたくさんいたほうが、このシステムもよいのではないかというふうに感じました。 続いての質問なのですけれども、防災情報メールサービスと、NTTドコモが提供するエリアメール、また、K DDIやソフトバンク、楽天モバイルが提供する緊急速報メールの違いについてお示しいただけますでしょうか。

〇 (総務) 災害対策室北出主幹

登録制メールとドコモなどのエリアメールの違いの御質問ですが、登録制メールは登録した方に対して市から緊急情報が発信される仕組みになります。エリアメールは、地域を限定したメールになりまして、例えば市内で緊急地震速報が入った場合には携帯電話、スマートフォンを持っているほぼ全ての方に気象庁などから緊急情報が発信される仕組みになっています。

〇白川委員

少し私の理解ができていなかった部分があると思うのですけれども、結果としては、防災情報メールサービスと 先ほど言ったエリアメール、緊急速報メール、何かあったときに受信できるその範囲というのは、市内では変わら ないということになるのでしょうか。

〇 (総務) 災害対策室安藤主幹

まず、緊急速報メール、エリアメールに関しては、小樽市が対象であるとすれば、小樽市で起こった、小樽市に 所在する機械に対して送付されます。

それに対して登録制メールは、仮に登録制メールを登録されている方が、例えば東京都にいたり、札幌市にいて も、小樽市で何かがあったときには、それぞれの携帯にメールが届くという仕組みになっています。

〇白川委員

この防災情報メールサービスでは、実際にはどのような文面が送られてくるのでしょうか。例えば大雨による気象警報の際にはどういった文面が来るのか、少しお聞かせいただけますでしょうか。

〇(総務)災害対策室北出主幹

登録制メールに登録して、どのような文面が流れてくるかの御質問ですが、受信機において音声を構成し、即座に無線から放送できる即時音声の仕組みとなっております。例えば J アラート試験の際の文面は「こちらは、小樽市です。これは、J アラートのテストです。」となっております。

過去にJアラート以外の文面の部分につきましては、気象庁の情報を小樽市で暴風雪、波浪警報が発表された際に、「市民の皆さんにおかれましては今後の気象情報に十分注意するようお願いいたします。」というような文面で、小樽市から流しております。

〇白川委員

その際にハザードマップとか避難時の注意点などの情報も併せて提供されるものなのでしょうか、お聞かせください。

〇 (総務) 災害対策室北出主幹

避難場所情報も一緒に提供などはできるのかという御質問ですが、Jアラートの信号と同時に送ることはできませんが、手動で情報を提供することは可能でありますので、今後どのような運用可能なのか検討いたしたいと考えております。

〇白川委員

必要な情報が必要なときに来るというのは非常にいいことだと思いますので、ぜひ御検討いただければと思いま すので、よろしくお願いいたします。

また、先ほど手動ではできますという御答弁だったのですけれども、これをやることによって必要経費が増えることはないという認識でいいのでしょうか。

〇 (総務) 災害対策室北出主幹

定額になっておりますので、ないです。

〇白川委員

続いて、一般質問でも触れたのですけれども、発令されたJアラートが登校時の時間帯になっていたとき、現在では学校の統合によって通学時間が長くなっている子供などもいらっしゃると思いますが、そういった方々が非常に避難に困るケースも考えられるのではというふうに思います。

現状での小・中学校で登下校中の有事についての対策はどういうものがあるのか、お知らせ願えますでしょうか。

〇(教育)学校教育支援室南主幹

ただいま登校時間の連絡方法等について質問がありましたが、保護者に対して安全・安心メールを流すというのが大きなもの一つと、あと、教職員が通学路に立って登校時ということでございましたので、登校中の生徒に安全に移動できるように指導するというところがございます。

〇白川委員

次の質問なのですけれども、各小・中学校で避難場所を決めて、マップ化をして周知は図られていたりするので しょうか、お聞かせください。

〇(教育) 学校教育支援室南主幹

学校は避難所となっておりますので、避難所マップという名前がついたものはありませんが、小・中学校では作ってはございません。

〇白川委員

私からは提案というか、こういったことはどうなのかというところなのですけれども、子ども110番の家というものも活用できないかなというふうに考えていまして、現在、子ども110番の家という取組をされていると思いますが、どういう取組なのか、少し御説明いただけますでしょうか。

〇(教育) 生涯学習課長

子ども110番の家なのですが、小樽市の取組ではなくて小樽市PTA連合会の取組として実施しているものになるのですけれども、当課で把握している内容について答弁させていただきます。

子ども110番の家は、子供たちが万が一の事故に備える、例えば不審者などから守るとともに通学路周辺の店舗ですとか、事務所、住宅などにステッカーを貼ってもらうことによって、地域で子供たちを守っているということ、また、不審な人物や行動に目を配っているということを示して、声かけ事案などの犯罪被害を未然に防止することを目的として実施している、そういう取組でございます。

〇白川委員

子ども110番の家というのは、現在の登録件数というのは何件ほどあるのでしょうか。

〇(教育) 生涯学習課長

現在の登録件数ということなのですけれども、少し古い情報で令和3年9月に集計してもらった際には市内に約800件と聞いたことがあるのですけれども、小・中学校ごとに実は、ばらばらに動いていまして、小・中学校で重複して登録している店があるということですとか、転居時などに届出をしてもらっていない方も多いということで、そこからどれくらい減っているのか、正確な数はPTA連合会でも把握し切れていないということでございました。

〇白川委員

実態がなかなか把握しづらいという状況であることが理解できました。

個人的には子ども110番の家に登録をされている方々に了解を得た上でなのですけれども、万が一の場合、有事の際です、避難できるような形で取り組むことができればいいのかなというふうに考えていたのですけれども、そういった部分であれば、今回の機会をきっかけに小樽市のPTA連合会と協力し合って、実態調査も含めて、市を挙げて小さな命を守る取組をしていくきっかけになっていただければというふうに考えておりますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

◎通学路について

次に、通学路について何点かお伺いしたいと思います。

小樽市通学路安全プログラムの通学路の合同点検について質問させていただきます。

学校が交通安全、防災、防犯の観点から抽出した通学路の危険箇所のうち、複数機関による確認協議が必要な箇所について学校、警察、道路管理者、市教育委員会による合同点検を行い、考えられる対策等取りまとめと書いてありましたが、これはホームページに公開されている部分だったのですけれども、平成30年度での合同点検実施箇所は5項目、平成31年度は8項目、令和3年度では16項目となっております。

ここで、回を重ねるごとに確認、協議が必要な箇所が増えているのは、基準のようなものが厳しくなっているのか、どういった理由からなのでしょうか、お知らせください。

〇(教育) 学校教育支援室南主幹

今御質問のありました点検箇所についてなのですけれども、令和4年度はホームページの掲載というところを準備しておりますが、6項目となって、それぞれの年で増減があります。

令和3年度につきましては、令和2年度にコロナ禍で合同点検が中止となったということも一因ではないかというふうに考えております。

〇白川委員

今の御答弁からすると基準は特に厳しくなっていないという認識でいいということですか。分かりました。 続いての質問に行きたいと思います。

学校が交通安全、防災、防犯の観点から抽出した通学の危険箇所とありますが、これについて例えば生徒や保護者にアンケートを取るなど、学校側がどのように通学路の危険箇所を抽出するのか、お示しください。

〇(教育)学校教育支援室南主幹

今、通学道路の危険箇所の抽出というところで御質問がありましたけれども、学校としましては保護者と協力してというところがありますので、協力の下、判断して、危険箇所について抽出しているというところでございます。

〇白川委員

保護者に聞いて確認しているということで理解いたしました。

取組方針の基本的な考え方として、継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行いますと。これらの取組をPDCAサイクルと

して繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきますとありましたが、現状でPDCAサイクルは活用されているのでしょうか、お聞かせください。

〇(教育) 学校教育支援室南主幹

現状のPDCAサイクルということで御質問ありましたけれども、安全プログラムの中でも合同点検を通じて対策をして行っているので、プログラムの中でPDCAのサイクルとして活用されているというふうに考えております。

〇白川委員

次の質問に行きたいと思います。

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために対策一覧表及び対策箇所図を作成して公表しますとございました。これはPDCAサイクルのどれに該当するか、お聞かせいただけますでしょうか。

〇(教育) 学校教育支援室南主幹

今、点検結果等のPDCAサイクルのどこに該当するのかという御質問でありましたけれども、合同点検の実施ということにいくと考えれば、要綱の中にもありますとおりPというふうに考えられます。

〇白川委員

Pでよろしいですね。分かりました。

となると、このDCA、残りの段階の公表の予定はあるのでしょうか、お聞かせいただけますでしょうか。

〇(教育)学校教育支援室南主幹

今P以外のDCAへの公表ということで御質問がございました。Pというのは合同点検というふうに考えて、Dは対策の実施というふうに考えれば、私どもはPとDについては公表しているというふうに考えておりますが、Cの対策の効果の把握、それからAの対策の改善・充実といったところが、実際の作業でも少し難しいところではありまして、現時点では、その公表の仕方についても考えていかなければならないと思っているところです。

〇白川委員

例を挙げますと、平成30年度の緊急合同点検実施箇所一覧から奥沢小学校の学校体育館付近の丁字路では、交通量が多いけれども、その信号、横断歩道がないという危険な内容に対して、これは一覧の内容を見たのですけれども、生徒への指導が対策というふうに書かれておりました。

その点について、対策主体が学校となっておりました。つい最近この場所について児童の通学が危険だというふうに市民相談を我が会派で承ったのですけれども、対策主体の学校では対応し切れなかったのではないかなというふうに考えるのです。

現在でのこの丁字路対策というものはどのようなものになっているか、お聞かせ願えますでしょうか。

〇(教育)学校教育支援室南主幹

奥沢小学校での対策として御質問あったのですけれども、朝の会ですとか、数を上げれば切りがないのですけれども、機会あるごとに教職員が学校での安全指導を繰り返し実施しているというところでございます。

〇白川委員

現状で生徒への指導というのが今できるところの限界という理解でいいのかというふうに思いました。

先ほどもあったように、このPDCAサイクルに限らず、新しい仕組みというものは根づくまでが非常に労力が かかるし大変かと思うのですけれども、命に関わる部分もありますので、通勤時間と登校時間が重なってしまうと いうところで、そういったドライバーの方、生徒・児童の方、そういった方々が安心して通学・通勤できる環境の 整備を引き続きお願いしたいというふうに考えております。

◎行政評価について

次の質問に移りたいと思うのですけれども、行政評価についてお聞きしたいと思います。

令和5年度当初予算における令和4年度実施行政評価結果の反映状況についての内容で何点かお伺いいたします。

評価方法についてなのですけれども、所管部による一次評価の後、一部の対策について有識者会議による一次評価内容の点検を行った上で市長、副市長による二次評価を実施されておりますと。

この一次評価というのは、自己評価と捉えて問題ないでしょうか。

〇(総務)企画政策室谷守主幹

ただいまの一次評価に関する御質問でございましたけれども、一次評価は各施策を実際に所管している所管部で 行った評価となりますので、自分たちでの評価というふうに考えることができるかと思います。

〇白川委員

続いて、有識者会議による一次評価内容の点検対象の6施策はどのように決まっているのか、お聞かせ願えますでしょうか。

〇 (総務) 企画政策室谷守主幹

有識者会議の点検対象政策の選定についてでございますけれども、令和4年度に実施しました行政評価で実際に開催されました有識者会議、この場での点検に当たりましては、まず、有識者会議において、時間的な制約も考慮した上で行政評価の対象の全32の施策の中から、まず6施策を点検対象とするということとしまして、その上で施策ごとに設定している指標の推移の判定で、推移がよいものから順にA、B、C、Dの4段階ついてございますけれども、そのうちのD評価であった3施策、それとC評価であった中から有識者会議における協議によりまして選定された三つの施策を合わせて6施策が選ばれたものでございます。

〇白川委員

そうなると、この6施策は点検ごとに変わるという認識でいいということでしょうか。

〇(総務)企画政策室谷守主幹

今後行っていく行政評価、毎年度の中でどれが選ばれるかについてということかと思いますけれども、その都度、 有識者会議を開催する年ごとに改めて選び直していくという形になろうかと思います。

〇白川委員

少し私も過去の資料を遡って令和4年度第4回定例会の報告資料であります第7次小樽市総合計画の進捗状況及び行政評価の実施結果についてというものを見ましたけれども、評価結果について有識者会議の点検結果がCとDに集中していたという部分もあって、ぱっと見、自己評価が結構いいものに傾いて、有識者点検したものが結構厳しい評価になっている印象が少しあったので、ぱっと見た感じで少し勘違いしやすい部分があったのかなというふうに思って、今の説明を聞いて少し納得できましたので、ありがとうございます。

この行政評価というものについては、私も引き続き勉強してまいりたいというふうに考えております。よりよい 形に発展させていって、市のサービスがよりよいものとなるようにしていければというふうに考えておりますので、 よろしくお願いいたします。

◎前市長に対する求償金請求事件について

最後になるのですけれども、前市長に対する求償金請求事件についてという部分なのですけれども、当時の報道でもあったかと思いますが、私がこの時期にリアルタイムで報道を見られていなかった部分もあったのですけれども、改めて、これは何が問題だったのか、御説明いただけますでしょうか。

〇(総務)浅井主幹

この求償金請求事件のこれまでの経緯につきましては、前市長時代の平成28年6月1日を皮切りに、高島漁港区において観光船事業を行おうとした事業者に対して、その観光船事業を行うに当たって必要となる許可等を市が与えました。

その後、議会等から、この一連の許可等が小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例、いわゆる分区条例等に違反するといった御指摘が再三なされました。

また、小樽市コンプライアンス委員会においても、分区条例違反等ということで公益通報がありまして、コンプライアンス委員会は審査の結果、この一連の許可等が分区条例等に違反するという判断を行ったところでございます。

これを踏まえて、市は一連の許可を取り消しましたけれども、観光船事業者から、許可を取り消したことを取り消せという訴訟が提起され、その後、この取消し訴訟が損害賠償請求に切り替わりまして、令和3年10月8日に判決が言い渡され、原告に対し6,553万1,865円の損害賠償金を支払ったところでございます。

このように多額の損害賠償が発生しましたので、原因究明をしなければならないということで、当時の関係職員 や前市長への事情聴取を行った結果、市が最初に許可等を行ったのは、前市長が違法という認識を持って自ら違法 な許可等を導いたものであるとの判断に至りまして、昨年6月1日付で原告に支払った損害賠償金の全額の求償を 求めたところ、その納付がありませんでしたので、このたびの訴訟に踏み切ったところでございます。

〇白川委員

内容を納得いたしました。

今後の裁判の流れというものはどんな感じになるのか、お聞かせ願えますでしょうか。

〇 (総務) 浅井主幹

本日の委員会の冒頭でも御説明したとおり7月4日に第1回口頭弁論期日が設定されております。まだ送達されていませんけれども、その期日までに市の訴状に対する被告側の答弁書が送達されることになりまして、その答弁書に対する市側の反論などを準備書面として提出するといった双方の主張のやり取りが今後は行われることになると思いますけれども、いかんせんまだ始まっておりませんので、現時点でどのぐらいの期間が必要になるかは見通すことはできない状況でございます。

〇白川委員

6,553万1,865円という金額は本当に大金ですし、それを税金で対応するというのは市民の皆様も納得はされないと思いますので、今後しっかりと裁判の流れを注視していきたいというふうに私自身も考えます。

〇副委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時53分 再開 午後 4 時15分

〇副委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

この際、委員として質問いたしますので、暫時、年長委員と交代いたします。

〇佐々木年長委員

それでは、暫時、委員長の職務を行います。

みらいに移します。

〇小池委員

◎熱中症対策・教育環境について

昨日の予算特別委員会に引き続き、小・中学校における熱中症対策について質問をいたします。

まず熱中症、また、そのおそれにより本市で緊急搬送された過去3年間の件数のうち、小・中学校から緊急搬送された件数をお聞きいたしましたが、令和3年度は暑い日が多く件数も多くなっているとのことでした。

過去3年間だけをお聞きいたしましたので、さらに過去に遡ってはお聞きいたしませんが、緊急搬送されるまで ひどい状態ではなくて、軽度の熱中症の症状があった生徒の人数は把握されていますか。

また、そのような児童・生徒は近年増えているのか、傾向をお聞かせください。

〇(教育)学校教育支援室南主幹

今、委員から軽度の把握ということで御質問がありましたけれども、熱中症とは断定できない疑いも含めてということを前提に置いて、保健室で対応したものといたしましては、令和4年度の冬も含めて1年間で小学校56件、中学校160件、計216件という数字を押さえております。

傾向については、今調べた数字が令和4年度のみでしたので、こちらでは今の時点では把握しておりません。

〇小池委員

把握されていない理由というのがあればお聞かせください。

〇(教育)学校教育支援室南主幹

今現時点で令和4年度の数字というところで調べたものでございますので、理由というよりは令和4年度の数字でしか調べられなかったというところでございます。

〇小池委員

では調べれば、過去の件数は出るということなのでしょうか。

〇(教育) 学校教育支援室南主幹

お時間等いただければ過去3年というところで調べてまいりたいというふうに考えています。

〇小池委員

近年は増えているのか、その傾向をお聞かせくださいというふうに質問したので、昨年度だけ見ても傾向は分からないと思うのですけれども。なので、その以下を調べないと傾向が分からない。ましてや暑い年とかもあったと思うので、その辺はできれば調べていただきたかったです。

次に行きます。

学校現場における熱中症対策ガイドライン作成の手引きでは、死亡者1,500人超を出した平成22年や平成30年の夏のような災害級とも言える暑さが懸念されていますと記載があります。

また、学校の管理下における熱中症では、部活動が始まる中学生になると急に増え、特に高校1年生のときに最も多くの生徒が熱中症を発症したことが分かりますと図で示されております。また、学校での熱中症による死亡事故はほとんどが体育、スポーツ活動によるものですとも記載があります。

このことからお聞きいたしますが、本市の熱中症の発生は部活動が始まる中学生に多いのか、また、体育、スポーツ活動によるものがほとんどなのか、お聞かせください。

〇(教育) 学校教育支援室南主幹

熱中症対策の原因ということで部活動か、体育、スポーツ活動かということがございましたけれども、熱中症の原因までは把握しておりませんので、その原因というところについてはお答えするのが難しいというふうに考えています。

〇小池委員

件数はお調べになられたと思いますけれども、どういうときにそのようなおそれがあったのかというところまでは、学校等や教育委員会で押さえていないということでしょうか。

〇(教育) 学校教育支援室南主幹

先ほどお答えしました数字につきましては、熱中症とは断言できない疑いも含めての数字で、そこの原因というところまでも記載しておりませんので、あくまでも疑いを含めて保健室を利用した数字というところでございます。

〇小池委員

ここ数年、温暖化によって熱中症が増えているというのは、皆さん御承知だと思うのですけれども、熱中症に特化して、これまで何か調べてこられなかったということなのでしょうか。

〇(教育)学校教育支援室南主幹

委員から今御指摘のありましたとおり、熱中症に特化して、その原因まで含めたものについては調査しておりません。

〇小池委員

教育委員会ではしていなくても、学校ではされているのでしょうか。

〇(教育) 学校教育支援室南主幹

教育委員会ではなくて学校ではということでしたけれども、学校につきましても少し把握していないのですが、 私どもに出している数字は保健室で対応したものということに限られておりますので、学校についても同じ状況だ というふうに想定されます。

〇小池委員

昨日の質問の中で熱中症のものは危機管理マニュアルの中に落とし込んでというお話だったと思うのです。その中で、熱中症対策のことは、ガイドラインなのか、ものがあって、そこで対応されているということで、本市の教育委員会では、熱中症のことのデータをこれから取っていこうとか、そういった傾向は今後あるのでしょうか。

〇(教育)学校教育支援室南主幹

今御質問のありました何か統計を取っていこうというふうなことは、今の時点では予定はしておりません。

〇小池委員

これだけ暑くなって今日もこんな状態ですので、大変暑くなっています。学校でも、今はよくても、これから本当に暑くて、昨日、道内で起きた熱中症の事故のことについてもお伝えしましたけれども、これからはできれば熱中症対策をしっかり強化していただきたいなというふうに思います。

その中で、エアコンが整備された保健室は1校とお聞きいたしましたが、差し支えなければどの学校なのか。 また、そのエアコンを整備した理由についてお聞きいたします。

〇(教育)施設管理課長

本市における保健室のエアコン設置状況につきましては、昨日は小学校1校ということで答弁させていただきま した。その学校につきましては、幸小学校になってございます。

設置の理由ということなのですが、大規模改造工事を行われたときに、併せて保健室に設置したという状態になってございます。

〇小池委員

大規模工事の中で、なぜエアコンを整備したか、お聞かせください。

〇(教育)施設管理課長

当時の学校等工事の調整などをやっている中で、学校からの要望があったというふうに考えてございます。

〇小池委員

あと、昨日の質問の中で、令和2年度に全ての小・中学校の保健室にスポットクーラーを整備したということで すが、スポットクーラーとはどういうものなのか。

また、室温を下げることはできるのか。メリット、デメリットについてお聞かせください。

〇(教育)施設管理課長

家庭用エアコンのように、部屋全体を劇的に冷やすということは難しいというふうに考えてございますが、あと、 音がやや大きいというデメリットがございます。

あと、熱中症対策が必要な場所、体調の優れない児童・生徒を集中して冷やすことができるとか、工事が不要で 設置ができる、移動は可能であるという部分でのメリットがあると考えてございます。

〇小池委員

少し私も勉強不足で分からないことがあって、学校によって、まず保健室の広さは違うのか。また、その規定み たいなものはあるのでしょうか。また、大体は何畳くらいなのか、お聞かせください。

〇(教育)施設管理課長

保健室の広さでございますが、小樽市内の学校は一律ではございませんで、規定等につきましても小学校や中学校の施設整備指針というものがあるのですが、その中では規定はされてございません。

それで小樽市内の学校ごとに変わるものですから、小学校でいうと保健室平均が48平方メートル、中学校が44平 方メートルというふうに押さえてございます。

〇小池委員

エアコンの整備には高額の予算が必要になりますが、工事の要らない、先ほどスポットクーラーもありましたけれども、窓用エアコン、ウインドエアコンとも言いますが、もしそのようなエアコンの御寄附があった場合、どのような対応され、どの学校から整備されるのか、お聞かせください。

〇(教育)施設管理課長

寄附者からエアコンですとか、ウインドエアコンの寄附の意向を受けた場合につきましては、市教委として寄附 採納として受けるか受けないかを決定することになります。

これまで議論させていただいてございますが、エアコンやウインドエアコンといった御寄附がいただけるということであれば、学校といたしましては、児童・生徒が1日の大半を過ごす場所になりますので、教育環境の整備という部分では、ぜひお受けしたいというふうに考えてございます。

あと、整備する学校につきましては、市内の学校を一斉に整備できるということであれば一律ということになりますが、部分的にということであれば、保健室の利用実態も含めまして、これから検討してまいりたいというふうに考えてございます。

〇小池委員

どこから整備されるのかというので、先ほど私は少しお伝えしたのですけれども、中学校の部活動を始まった頃が多くなるというのもあるので、中学校から整備していったほうが私はいいのではないかと思うのですが、少し架空のことになりますが、考えとしてどう思われるか、お聞かせください。

〇(教育)施設管理課長

委員の御意見を参考にしながら検討させていただきたいというふうに考えてございます。

〇小池委員

保健室は学校の中で一番優先的に熱中症対策が必要と考えますので、エアコン設置はするべきだというふうに思っています。

ただ、教室においても扇風機だけでは追いついていないのではないかなというふうに思います。実際に私も子供の授業参観に行ってきましたけれども、教室はとても暑くて、学校や保護者からの声もあるようですが、熱中症対策としての観点もありますけれども、勉強が集中しやすい室温にすることも大事な観点と考えます。

各学校の教室の最高気温、また、どのくらいの温度になっているかなどの状況をお聞かせいただきたいと思います。

また、教室のエアコン整備についてはどのような見解をお持ちなのか、お聞かせください。

〇(教育) 学校教育支援室南主幹

教室の最高気温ということでございましたけれども、教職員が見回りなどして対応しているというのは先日お答えさせていただきましたけれども、最高気温までは記録していないため、把握というのはしておりません。

〇(教育)施設管理課長

今の最高気温の部分では御答弁させていただいたのですけれども、児童・生徒の授業する部屋へのエアコンの必要性ということでございますが、本市は海岸線に位置してございまして、気温が30度を超える日というのが夏季休業期間を除くと四、五日だったと思います。

その中でも教室の中というのは児童・生徒が入りまして籠もるというふうには聞いてはございますが、文部科学 省から国の支援制度を活用しながら学校施設の衛生環境改善に向けた整備について周知されているところでござい ます。

また、道内のほかの自治体においても事例が増えているということもございますので、今後の検討課題であるというふうに考えてございます。

〇小池委員

昨日の答弁の中で、先ほども言いました教職員等が温度を測っているというふうに言われていますけれども、各 学校によって違うのかもしれませんけれども、その学校によってどういうふうに記録しているのかというところま では、教育委員会からは何か指示を出しているものではないのでしょうか。

〇(教育) 学校教育支援室南主幹

教室の気温の記録というところでは、市教委で指示を出しておりません。

〇小池委員

今後そういった記録を学校側に取っていただくというようなことは考えられますか。

〇(教育)学校教育支援室長

今後、学校で各教室、日陰の場所もあれば日向の場所もありますので、全部の教室の記録を取ってくださいということをお願いするということは予定にはないのですけれども、委員がおっしゃいますように市教委としまして、熱中症防止のために暑い日には小まめに水分を補給し、運動する際には適宜休憩を取るのはもちろんのこと、先ほど御指摘がありました部活動のとき、その他帽子を着用する、薄着になる、それから、気分が悪いとか、頭が痛いなど体調に異変を感じた場合はちゅうちょすることなく教職員に申し出るように児童・生徒に指導をするとともに、気象情報を基に必要に応じて、例えば体育の授業だとか、部活動の計画の修正を行うなど十分配慮するように注意喚起をしているところでございます。

今後も校長会議等で熱中症対策の一層の充実について繰り返し指導するとともに、子供たちの命と健康を守る体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

〇小池委員

ただ、私が先ほど少し言ったのが、勉強しやすい室温にすることも大事な観点かなというふうに思ったのです。 学校によって、山にある学校、海の近くにある学校だったり、まして教室が3階なのか、4階なのか、1階なのか、 2階なのかでも室温が変わってくると思いますし、本当に学校によって全然違うと思うのです。

なので、エアコンを設置するというふうになると、寄附があって設置する場合も、やはり一番危険性が高いというか一番必要性が高い学校から設置する必要があると思いますし、先ほど言ったように勉強がしやすい室温にするために、学校によってそのすごく高いところもあれば、いつも涼しいところもあると思うのですけれども、そういったことを調べる必要性はあるのではないかなというふうに考えているのですけれども、その点についてお聞きいたします。

〇(教育)学校教育支援室南主幹

今、委員からも御指摘のありましたとおり、各教室によって日の当たるところによって、それから、教室の広さによってもいろいろ条件も違いますし、そこを全て記録していくというところは難しいのではないかというふうに考えております。

〇小池委員

記録されているのは教職員等というふうに、たしか昨日は言われていたと思うのですけれども、教職員以外に私が少し聞いたのは、用務員が測っているのではないかとか、保健室は保健室の教員が測っているのではないかと思うのですけれども、学校別によって違うのかもしれませんし、教室によって違うかもしれないのですけれども、ほかに教員以外で誰が調べているのでしょうか。

〇(教育)学校教育支援室南主幹

教室の環境整備のために窓を開けたり、それから扇風機のスイッチを入れたりというところについては教員だけではなくて、用務員に手伝っていただいたり、いろいろな教員に手伝っていただいたりというところはございますけれども、教室の気温についての記録というところについては、私どもで一律に、いついつの何時にどの教室を測ってくださいというところの指示は出しておりませんので、学校について、統一的な記録というものは把握していないというふうにこちらで押さえております。

〇小池委員

昨日、予算特別委員会でも言ったのですけれども、総合体育館の第4体育室で私は体操指導をしていて、いつも指定管理者の方が温度を測りに来るのです。すごく高いので、そこにもスポットクーラーがあるのですけれども、それを測ったからといって何かできるわけではないと思うのですけれども、測っているのです。だから、測るという行為自体はそんなに手間がかかることではないと思いますし、総合体育館はスポーツをするところなので特に危険性が高いと思うのですけれども、先ほど言ったように勉強がしやすい、集中しやすい温度だったりとか、そういったことも含めたら、ましてや温暖化によって熱中症が増えてきている中で、そういった測ることは必要ではないかというふうに思います。

一応このことについて見解をお示しください。

〇(教育)学校教育支援室南主幹

今、気温についての記録の重要性というところで御指摘がありましたので、やはりその部分については、どちらにしましても学校にお願いしなければならない部分でありますので、業務量がどれぐらいなのかも含めまして校長会等で確認していきたいというふうに考えております。

〇小池委員

子供の命に関わる大切なことなので、ぜひよろしくお願いいたします。

先日の予算特別委員会の中で、冒頭、中札内村の事案を御紹介させていただきましたけれども、その日の午前11時の気温は24.5度とそこまで暖かい気温ではありませんでした。今日、小樽市も24.5度は超えているかと思います。本市においても最近このくらいの気温になっているため注意が必要であり、私としては今後、熱中症への対応の強化と、強化のため保健室にエアコンが必要と考えます。

本市としては今後、先ほど少しお伝えしますけれども、御寄附などでも整備も考えられることや、財政が厳しいから難しいということも分かるのですけれども、様々な整備方法があると思いますが、このことについて、もし見解があったらお聞かせください。

〇(教育)施設管理課長

昨日の御質問の繰り返しとなりますけれども、保健室にエアコンと児童・生徒が勉強する教室の件につきまして は、保健室についてはエアコンを整備する必要性とか、方向性について本市の考え方について検討をしていくこと が必要であるというふうに考えてございますし、通常教室についても、まずはどこに設置していくかという部分も ありますので、今後の検討課題であるというふうに考えてございます。

〇小池委員

これで熱中症対策については質問を終わります。

◎小1の壁について

次に、小1の壁についてお聞きいたします。

まず一般的に小1の壁とは、共働き家庭や独り親家庭において子供が保育所から小学校に入学した際、小学校では親の退社時間まで子供を預かることができなくなるため、親が直面する問題というのが大きな課題になっています。

このことに対し私は以前、放課後児童クラブの時間帯について質問させていただいて、今それを協議させていただいているという状況ではあるのですけれども、送り迎えが間に合わない中で、特に母親が仕事を正社員からパートに変更したり、時間帯の変更ができず仕方なく仕事を辞めるケースもあります。独り親、共働き世帯が増え、学校から帰ってきても家にお母さんがいる、親がいる世帯は減ってきています。

働き方、子供の育て方は様々ですが、保護者の職場によっても休みはばらばらですし、休みを取るための休み希望の提出期限もばらばらで、早い職場では1か月前以上の職場もあります。しかしながら、小学校1年生になる保護者に4月以降の予定が分かるのは3月末だったり、もしくは4月の入学式になるということが私の実際の経験で分かりました。1年生の初めは3時間授業の日や給食がない日、下校指導など保護者が何とか子供の予定に合わせないといけない大切な時期なのですけれども、残念ながら休み希望が間に合わない保護者もいます。

このことについて学校に問い合わせると、年間行事は3月末に出るが4月からの詳しい予定は職員の人事異動もあるため、新しい職員によって決まることから出せないということでした。

このことについても早めに予定を出してほしいということを教育委員会にも要望したのですけれども、校長会に 伝えておきますということで、その後は何も聞いておりませんでした。

私が教育委員会に連絡したのは昨年の3月のことで、その後、校長会ではこのことについて話し合われたのでしょうか。

また、これまでこのことについて話し合われた経緯があれば、お示しください。

4月以降の予定が3月以前に決められない理由があれば、お示しください。

〇(教育)学校教育支援室菊野主幹

新年度新入学児童の保護者に対する行事予定等の周知ということでございますが、まず学校教育支援室では本件に係る過去の記録確認したところなのですけれども、支援室としては本件について少し確認することができなかったのですけれども、これまでも委員の御指摘のとおり、校長会の全体の部分ですとか、代表の校長教員が集まる校長会の事務局の会議というのがございます。この打合せの場等を使って学校からの行事等についてのお知らせ、ここにつきましては、早め早めに伝えるということで指導はしているところでございます。

それから、3月に年度明けの4月の部分が決められない理由という部分につきましては、全学年に関わるような大きな行事については、日程が正式に決まっていかないと、ここに対する大きな理由は、ないものとは考えているところではございますが、場合によっては、本当に正式な部分というのは、例えば学年単位で外部講師を招いて実施する行事などという部分も細部にはありますので、そういった場合は調整が必要になる。このことから、決まらない、あるいは決められないといった場合も出てくるものと想定しております。

〇小池委員

趣旨がなかなか伝わっていないのかもしれないのですけれども、小学校1年生になる子供の保護者のことを考えて、4月の予定を、できれば3月の頭とか中旬くらいまでには出してもらわないと保護者は休み希望が出せない。

だから、4月に入って入学式のときに分かっても、今月、授業参観がありますとか、保護者会がありますとか、そういったものに対して対応するのが大変ということなのです。

校長会でも何か話があったといいますけれども、これは一つの学校だけの問題ではなくて小樽市全体の問題なのです。私の子供の学校に一応そのこともお伝えしたら、仮ですが少し出しますみたいな感じで早めに出ました。なので、これを教育委員会にお伝えしたのです。そして、その仮の状況で出たものは基本的に変わらないという状況でした。ほかの学校も恐らく3月に仮で出したところで、4月は別にほとんど変わることがないのです。

だから、3月の時点でほぼ決められていて、毎年同じような感じだと思います。ただ、学校によっては3時間授業が3日だったり、2日だったりとするところも、もしかしたらあるかもしれないのですけれども、基本的には学校によってそんなに毎年、変わらない。であれば、早めに出すことができるのではないかなというふうに思うのです。

それを学校に個別にお願いしますということではなくて、教育委員会としてそのようなことを一律で指示というか、指導というか、周知していただくことというのはできないのでしょうか。

〇(教育)学校教育支援室菊野主幹

御指摘の部分ですが、学校等に確認する中でも、それぞれの学校の実情によりますけれども、幾つか当然、問合せがあるという話は、我々も協議する中で伺っているところでございますので、それをできるだけ早く、学校によっては、新入生については、通常の流れであれば、例えば2月に体験入学をする際に保護者に入学の説明会をし、そこでは大枠の大きな行事が決まっている場合にそれを周知します。仮となってしまうのが、本当にその細部が決定ではないです、決定ですと言うのは、学校の立場に立つとなかなか難しいところがあるものですから、学校も仮と言わざるを得ない部分も正直出てくるのだとこちらとしては認識しております。

委員の御指摘のとおり、それぞれ生活体系、仕事の体系も変化してきておりますので、ここについては、また改めて校長会事務局とも学校のそれぞれの実情を踏まえて、どういったことができるのか、どのような周知方法がそれぞれの学校、保護者にとってよいのかという部分を協議してまいりたいとは考えております。

〇小池委員

私の質問が少し変わってしまって申し訳なかったですけれども、第1子、すなわち1人目の子が初めて小学生になるとき、子供も不安ですが保護者も不安なのです。保護者の不安は、子供が新1年生になる前の3月以前から、特に共働き世帯や独り親世帯は仕事をどうするか悩み、早めに考え対応しないといけません。そんな中、4月以降の予定も分からない、休み希望も出せないとなると、保護者としては今までどおりの仕事環境で働けるのか、急な行事があったら休みを合わせられるのか不安になり、このようなことで困っている保護者が大勢いることに対して教育委員会はどう把握されているかという質問をしようと思ったのですけれども、先ほど、もうお答えされているのでいいのですけれども。このことについて何か対応されていますかということでも、まだあまり対応されていないということです。また、これまでこういった議論の経緯はあるのかという質問も、同様にこれからという、話は出たことはあるけれども、そこまでされていないということだと思うのです。

新1年生の保護者会や個人面談などは4月に入って4月に行われるなど、入学式に当月の予定を当月に伝え行う ことはあるのでしょうか。

また、もちろん個人面談は数日間のうちに出席可能な日を保護者に聞いて行っていると思いますけれども、基本的には、平日は仕事をしている方が多いため保護者は何とかやりくりしています。当月行事の保護者への通知についての見解と、また、その保護者に対する見解をお示しください。

〇(教育)学校教育支援室菊野主幹

若干繰り返しになりますけれども、大きな年間行事の部分というのは、年間のスケジュールの中で各学校、大まかに早い段階でお示しすることはあると思います。

それから、翌月のものをその前の月に基本的には知らせていくというのが一般的であるものと認識しておりますが、その年度をまたいだ部分は結果的に4月のものが4月になってしまう。この現状も実際のところはあるものとは考えております。我々としても、正式という形で4月のものが4月になってしまっている。

それで、各学校においても、これまでとは違って今はメールのシステムという辺りがかなり浸透してきておりますので、学校によっては、これを新入生の保護者の御家庭に早い段階で御案内を差し上げておいて、これを活用して大まかなところを周知するですとか、併せて学校のホームページを活用して事前にお知らせしておくという取組も進んできているという話で聞いておりますので、このような事例が本市全体に広がっていくように、そこも含めて協議してまいりたいと考えております。

〇小池委員

今お話ししているところの新1年生というところが鍵なのです。ほかの2年生、3年生、4年生、5年生、6年生、在校生、また、兄弟がいる場合だったりとかは、毎年、大体の流れが分かるのでそこまで困らないのですけれども、やはり第1子の1人目のお子様が新1年生になったときが本当にやはり苦労されていると思っているのです。私も正直、苦労しました。そして、ほかの方からも相談をたくさんされました。

なので、ぜひこの新1年生の配慮については、今お話も少しいただきましたけれども、保護者の休み希望ができるだけ反映できるように早めの公表、通知をしていただきたいですし、当月の行事については、できる限り前の月にしていただく。実際に遠足とかでも今月ありますみたいなことも、たしかあったような気がするので、そういったことも含めて、できる限り1か月くらいは期間を空けて通知をするというふうにしていただきたいと思いますが、その点についてお聞きいたします。

〇(教育)学校教育支援室菊野主幹

今御意見いただいたところも含めて協議してまいりたいとは考えているのですけれども、やはり学校は様々な教育活動を保護者と協力しながら、子供のためとなるように行っていくということがまず、大切だとは我々も考えておりますし、学校もそうだと思います。

保護者にしてみれば、自身の子の様子ですとか活躍、その目で確かめる機会を参観日等で求めていると思います。 新入生の保護者の不安というのも、委員の御指摘のとおり、それもあるものだと考えます。

学校も子供の頑張りについては積極的に発信したいと考えているものと認識しておりますので、これまでも学校には伝えているところではございますが、この行事等については周知の方法を工夫することも含めて、早めに知らせて、保護者、地域と共に協力し、教育活動を推進するように指導してまいりたいと考えております。

〇小池委員

これもやはり大きな子育で支援でもありますし、人口減少対策だと思います。本当に保護者がこのまちを選ぶか 選ばないかというところにもつながりますので、ぜひ強化していただきたいというふうに思います。

小1の壁というのは、そういう時間帯のことを言うのですけれども、こういったこともまた小1の壁の一つだというふうに思っています。先ほども言ったのですけれども、この学校はいいけれども、この学校は違うというようには必ずならないように、小樽市内はできる限りそういうことがないようにしていただきたいというふうに思って、私の質問をこれで終わります。

〇佐々木年長委員

みらいの質疑を終結いたします。

委員長席を副委員長と交代をいたします。

〇副委員長

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

〇副委員長

共産党に移します。

〇松井委員

付託案件議案についてなのですけれども、私は初めてなものですから基本的なところで確認をさせていただきた いと思います。

◎議案第4号小樽市職員の分限についての手続及び効果に関する条例及び小樽市会計年度任用職員の給与及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第4号小樽市職員の分限についての手続及び効果に関する条例及び小樽市会計年度任用職員の給与及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてです。

初めに、そもそも小樽市職員の分限についての手続及び効果に関する条例とはどのような内容のものなのでしょうか、お聞かせください。

〇 (総務) 職員課長

小樽市職員の分限についての手続及び効果に関する条例ですけれども、こちらは地方公務員法第28条の規定に基づきまして、職員の勤務実績がよくない場合ですとか心身の故障によりまして職務遂行に支障がある場合などにおきまして職員本人の意に反する処分、例えばその役職を下げる後任ですとか、職を免ずる免職、あるいは職を休むということを命じる休職ですけれども、こういった分限処分を行う場合の手続及び効果を定めているという条例になってございます。

〇松井委員

それで、再任用短時間勤務職員の経過措置の関係で改正漏れしていたものを今回するということです。 それによる実害といいますか、影響を受けた職員の方はいなかったということでよろしいでしょうか。

〇 (総務) 職員課長

今回漏れがあったということの影響ということでございましたけれども、これは少し具体的な内容も含めて御説明いたしますと、条例の規定の部分というのが、いわゆる常勤の職員が例えば病気療養とかのために病気休暇を取得した場合で、結核ですと1年間、それ以外の病気の場合で90日経過したら休職発令というものになるのですけれども、採用短時間勤務職員の場合で勤務日数が常勤の正職員より少ない場合というのがあり得るのですけれども、この場合、今言った90日などという期間の割り落としをかける場合があるということになります。

本市で現在、運用している再任用短時間勤務職員の制度というか、それに関しては1日の勤務時間が短いという 形になっておりまして、勤務日数に関しては週5日ということで常勤の正規職員と同じというふうになっておりま すので、先ほど申し上げたような休職発令までの日数期間の部分に関しても正職員と同じということになりますの で、実質的な影響はないというもので間違いないということでございます。

〇松井委員

それでは、小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例とはどういう内容のものでしょうか、お聞かせください。

〇 (総務) 職員課長

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の内容ですけれども、こちらについては地方自治法第203条の2ですとか、同法第204条、それから地方公務員法第24条、こういったものの規定に基づきまして、いわゆる地方公務員法第22条の2に定めております会計年度任用職員の給与、いわゆるパートタイム会計任用職員ですと報酬とか通勤費の費用弁償となりますけれども、それから、フルタイム会計年度任用職員ですと給料手当ということになりますけれども、こういった給与の金額ですとか、支給方法などについて定めているという条例になってございます。

〇松井委員

それで、こちらはパートタイム会計年度任用職員の時間外の支給割合設定の部分で不備があって今回改正したということで、こちらもそれで影響を受けた職員はいなかったという認識でよろしいでしょうか。

〇 (総務) 職員課長

こちらの影響ということでございましたけれども、これもパートタイム会計年度任用職員が月に60時間を超える時間外勤務をして、かつその代わりというか、代休時間というのを指定した場合に、該当が出てきた場合に影響は当然あるのですけれども、パートタイム会計年度任用職員で、その勤務形態は短時間ということで考えますと、そもそもパートタイム会計年度任用職員に月60時間を超える時間外を命じるということは現実的に少し想定はされないということと、実際にはこの4月以降、そういう60時間を超える時間外勤務をしたパートタイム会計年度任用職員がいなくて、あと、代休時間を指定したというケースもなかったということでございますので、こちらも実質的な影響はないということで間違いないところでございます。

〇松井委員

◎議案第5号小樽市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について

では、議案第5号小樽市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案についてです。 令和4年12月27日公布の小樽市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例とはどういう内容のものでしょうか、お聞かせください。

〇 (総務) 職員課長

令和4年12月27日公布の一部改正条例案の内容ということでございますけれども、これは令和5年4月施行の地方公務員法の一部改正に伴いまして、職員の定年が段階的に65歳まで引上げとなりまして、従前の再任用制度が廃止をされましたけれども、定年引上げが完成するまでの間は暫定再任用という形で制度が引き続き当面残るということになりました。

これに伴いまして、再任用職員に関する規定を本則から削除しまして、一部改正附則の中で暫定再任用職員に関する経過措置的な規定を設けるというような改正を行ったほか、60歳に達した職員の退職手当の特例を設けるなどの改正を行ったものでございます。

〇松井委員

それで、改正漏れがあって今回さらに一部改正したということで、こちらも影響を受けた職員はいなかったという確認でよろしいでしょうか。

〇 (総務) 職員課長

今回これに漏れがあった部分というのも、いわゆる水道局と病院局に暫定の再任用短時間勤務職員というのがいた場合の勤勉手当の支給という部分でございまして、これは現実に水道局と病院局にこの短時間勤務の再任用職員というのがおりませんので、それで実質的な影響はなかったということでございます。

〇松井委員

◎議案第6号小樽市税条例の一部を改正する条例案について

議案第6号小樽市税条例の一部を改正する条例案についてお聞きします。

初めに、森林環境税と森林環境譲与税創設の趣旨についてお聞かせください。

〇 (財政) 市民税課長

森林環境税と森林環境譲与税創設の趣旨についてということでございますが、温室効果ガス排出削減目標の達成 や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲 与税が創設されたものでございます。

〇松井委員

森林環境税と森林環境譲与税の仕組みについてお聞かせください。

〇 (財政) 市民税課長

森林環境税と森林環境譲与税の仕組みについてでございますが、森林環境税は令和6年度から国税として1,000円を個人市民税の均等割と併せて賦課徴収されるもので、森林環境譲与税は市町村による森林環境の財源として国が市町村と都道府県に対して私有林人工林面積、林業就業者数及び人口により案分して譲与されるものです。

なお、市町村は、森林の整備に関する施策と森林の整備の促進に関する施策に充てることとされております。

〇松井委員

森林環境税について伺います。

住民税と併せての徴収になるけれども、その中身は国税ということで、その部分は徴収したものが全額国に納められるという認識でよろしいでしょうか。

〇 (財政) 市民税課長

国税のため、その全額が国に納められることになります。

〇松井委員

1人年間1,000円を個人住民税均等割の中で徴収することになるけれども、先ほど報告いただいた中で新たなプラスにはならないということでした。東日本大震災復興特別住民税というのがこの10年間ありましたけれども、2024年度で取組が終わるはずだったけれども、その代わりに今度は森林環境税としてということで、プラスにならないということでよろしいですか。

〇 (財政) 市民税課長

東日本大震災を教訓として賦課された防災のための防災対応分ということで、今まで1,000円が上乗せされていたのですが、今おっしゃられたように令和5年度で終わりまして、令和6年度から森林環境税が同額で賦課されることになりますので、プラス・マイナス、実質の負担はゼロということになります。

〇松井委員

それで、小樽市で森林環境税の徴収の対象となる方は何人ぐらいいらっしゃいますか。

〇 (財政) 市民税課長

小樽市で均等割が賦課されている方が徴収対象となりますので、均等割が賦課されている方の人数ということになりますけれども、直近の決算であります令和3年度でいいますと5万788人となります。

〇松井委員

令和3年度で5万788人ということを伺いました。

森林環境税の徴収についてですけれども、市民にはどのような形で周知が行われるのでしょうか。

〇 (財政) 市民税課長

森林環境税の賦課徴収につきまして周知の方法としましては、広報チラシの作成、広報誌への掲載、あるいは納税通知書に同封する書面に制度の趣旨について記載することなどが考えられます。

〇松井委員

森林環境税は個人の住民税と併せて課税ということですけれども、この森林環境税の企業への負担というのはあるのでしょうか。

〇 (財政) 市民税課長

森林環境税の企業の負担についてですけれども、森林環境税は個人住民税の均等割の枠組みについて賦課徴収されるものであるため、企業への負担はないものとなってございます。

〇松井委員

企業への負担はないということで、これは質問ではありませんけれども、森林環境税と森林環境譲与税が創設された趣旨というのが地球温暖化対策ということですので、それもありますので、今、世界では急速に進められている自然エネルギーの開発に学んで原発はやめて、農山村に豊富にあるエネルギー資源の積極的な活用を進めて、地域経済や雇用確保、そういう重要な柱として位置づけることが必要だと考えています。それによって、森林保全や森林振興の新たな道に結びつけるという可能性も出てきます。

環境税と言うのであれば、二酸化炭素の排出量に応じた汚染者負担の原則を考慮して、負担を求めるべきだと考えています。国民への頭割りで済む問題ではないというのが日本共産党の考え方なのですけれども、これを述べさせていただきまして、次の質問に移ります。

◎陳情第2号小樽市立塩谷小学校の存続方について

陳情第2号小樽市立塩谷小学校の存続方について伺います。

塩谷小学校の統廃合計画についてですけれども、小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画はどうなっていて、それが今どういう方向になっているのかということの説明をお願いいたします。

〇(教育)教育総務課長

市教委では、小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画を平成21年に策定して、平成22年から令和6年までの15年間を計画期間として小・中学校の適正配置を行っておりました。

ただ、この計画ですけれども、児童・生徒数が現計画の推計値と乖離が大きくて、さらに引き続き減少傾向にあることから、現計画で定める適正な学校規模による学校再編は困難と判断しており、計画最終年までに再編を実施する予定はございません。

〇松井委員

実施する計画はないということであれば、事実上、今、塩谷小学校の統廃合計画は白紙になっているということでよろしいでしょうか。

〇(教育)教育総務課長

委員がおっしゃるような塩谷小学校の統廃合の計画ということですけれども、こちらについても先ほど申し上げたとおり、小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画の中でうたわれている中で可能性があるということですので、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、計画最終年までに塩谷小学校も含めて再編を実施する予定がないというのが現状でございます。

〇松井委員

それでは、塩谷小学校には現在何人の児童が通っていますでしょうか。学年ごとに示していただけますか。

〇(教育)学校教育支援室南主幹

通っている生徒ということでございますけれども、令和 5 年 5 月 1 日現在の数字といたしまして、1 年生は 5 人、2 年生が 5 人、3 年生が 3 人、4 年生が11人、5 年生が11人、6 年生が12人ということになっております。

〇松井委員

では、学級数は幾つありますでしょうか。

〇(教育)学校教育支援室南主幹

学級数ということでございますけれども、普通学級は2年生と3年生の複式学級がありますので5学級、特別支援学級が2学級ということになっております。

〇松井委員

では、塩谷小学校から他の学校に指定校変更している児童は何人いるのでしょうか。

〇(教育)学校教育支援室南主幹

指定校変更している児童というのは16人おります。

〇松井委員

16人ということで、その指定校変更の主な理由についてはどのようなものがありますでしょうか。

〇(教育)学校教育支援室南主幹

その理由の御質問であったというふうに認識しておりますけれども、理由については、兄弟姉妹が通う学校を希望している場合、また、診療等の養育を依頼している場合などがあります。

〇松井委員

指定校変更している児童16人は、全児童のどのくらいの割合になりますか。

〇(教育)学校教育支援室南主幹

その割合といたしましては、全児童が47名おりまして、16名を足して63名で25.3%でございます。

〇松井委員

25.3%ということで、やはり数が多いかというふうに思いましたけれども、やはり中学校も長橋中学校ですし、なくなるかもしれない小学校よりはという不安があるのかというふうに感じました。

それでは、今後に入学する予定の人数についてお示しください。

〇(教育)学校教育支援室南主幹

今後に入学する予定の人数でございますけれども、令和6年度が5人、令和7年度が2人、令和8年度が6人、令和9年度が6人、令和10年度が7人、令和11年度が2人というふうになっております。

〇松井委員

一定程度の児童は予定されているというふうに思いました。

塩谷小学校のホームページを見ますと小樽市の学校で唯一、海での水泳学習を行っていると紹介されています。 塩谷小学校の水泳学習は年間に何回くらい行われているのでしょうか。

また、プール学習も、もし行われているのであれば、その回数も併せてお聞かせください。

〇(教育)学校教育支援室菊野主幹

学校からは、今年度は、海での水泳学習は全学年1回、プールでの水泳学習についても全学年1回、実施予定であることを確認しております。

〇松井委員

海とプールで1回ずつ予定されているということです。

塩谷小学校では全校児童での砂浜の清掃活動を行ったり、水難事故防止教室を開催して海での事故を防ぐための 取組にも力を入れているということもホームページで拝見しました。海での水泳学習をはじめ、ブドウ栽培とか遺 跡の発掘、小樽市の自然を生かした特色ある取組をしているというふうに思います。

それを地域住民と連携しながらやっているという、こうした観点は塩谷小学校に限らず大事な視点ではないかな というふうに思うのですけれども、その点の見解をお聞かせください。

〇(教育)学校教育支援室菊野主幹

ただいま塩谷小学校に限らずという御指摘がございました。学校が地域の特色を生かした教育活動を展開していく、地域と連携しながら進めていくということは、地域の自然環境や歴史などに対する児童・生徒の関心を高めて郷土への愛着を育む、このような観点からも大事な取組であるものと認識しております。

〇松井委員

自然を生かした特色ある取組をしている塩谷小学校ですけれども、中学校がなくなり、小学校もなくなるとした ら、若い人がまちから転出して地域が衰退してしまうと地元の方が危惧されるのは当然だと思います。地域の方か らの強い要望もありますので、議会としても塩谷小学校が存続できる方法を求めていくべきではないかなというふ うに思いまして、次の質問に移ります。

◎ハラスメント防止について

ハラスメント防止についてです。

消防本部のパワハラ認定が3月に報道されていました。

昨年度のハラスメント対応件数について、局部ごとにお答えください。

〇 (総務) 職員課長

昨年度のハラスメントの対応件数ということでございまして、まず、市長部局が2件、また、消防本部で2件、 病院局で1件、水道局と教育委員会はゼロ件でして、全部局合わせまして計5件となってございます。

〇松井委員

全部で5件ということです。

2020年6月から改正労働施策総合推進法が施行されています。この内容と市の取組を紹介してください。

〇 (総務) 職員課長

2020年6月、令和2年6月ですけれども、こちら施行された労働施策総合推進法の改正内容といたしましては、まず、職場でのパワーハラスメントということが条文の中で具体的に読み取れる定義をされまして、かつ全ての事業主に対して職場でのパワーハラスメント防止のために相談体制の整備や研修による従業員への周知など、雇用管理上必要な措置を講じるということが義務化をされました。

それを踏まえまして本市の取組としましては、パワーハラスメントに加えまして、セクシュアルハラスメントや 妊娠、出産、育児、介護に関するハラスメントなど、あらゆるハラスメントを含めたハラスメントの防止について の方針を明確化して職員に周知し、職員が能力を十分に発揮できる職場環境を実現するということを目的としまし て、令和3年4月にハラスメント防止指針というものを策定してございます。

〇松井委員

令和3年4月に策定されているということで、いろいろ取組が行われていることが分かりました。 指針にハラスメントそのものを禁止する規定はありますでしょうか。

〇 (総務) 職員課長

指針の内容ですけれども、ハラスメント防止及び配慮するために所属長ですとか、あるいは職員自身の責務を定めるという形になっておりまして、指針の中では禁止という表記の仕方はしておりません。

〇松井委員

禁止ではないと。なぜ防止だけで禁止ではないのでしょうか。

〇(総務)職員課長

防止という形になっている理由としましては、先ほど申し上げた労働施策総合推進法自体が事業主や労働者がハラスメント防止に努める、そのための措置を講じるという、防止の重きを置いたような書き方になっておりますので、それを踏まえて本市の指針においても防止という表記の仕方にしているところでございます。

〇松井委員

先ほどハラスメントの被害が5件ということでした。被害が5件にとどまっているとの認識でしょうか、それと も実態はもっとあると認識されていますでしょうか、いかがでしょうか。

〇 (総務) 職員課長

この被害の実態ということでございますけれども、令和3年4月に指針を定めまして、その指針の内容と職員に 周知をしてまいりましたけれども、ハラスメントというものに対する感覚というのは職員の年齢ですとか、世代、 こういったものに違いがあるのかなというふうに考えておりまして、特に年齢がやはり上の世代ですとハラスメン トという認識があまり薄いまま、それに当たるという認識がないまま、実は該当するという行為を行ってしまったり、あるいは受けているケースもあるのかというふうに考えられまして、実際にはハラスメントの要件に該当する事案というのは、先ほど申し上げた対応した5件のほかにもあるのではないかというふうには感じているところでございます。

〇松井委員

まだあるかもしれないということですけれども、本来あってはならないことだとは思いますけれども、今いろい ろな取組も始まったばかりですので、また時期を見てお聞きしたいと思っています。

〇副委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時29分 再開 午後 5 時50分

〇委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

〇松井委員

日本共産党を代表して、議案第16号小樽市非核港湾条例案は可決、議案第6号小樽市税条例の一部を改正する条例案は否決、陳情第2号小樽市立塩谷小学校の存続方については採択を主張し、討論を行います。

議案第16号です。

核兵器は、人類が絶対に持ってはいけない兵器です。政府が核兵器廃絶の先頭に立たないのであれば、地方自治体と市民から核兵器をなくす運動を起こすことが必要です。小樽市は、核兵器廃絶平和都市宣言を行っている観光都市です。小樽港の軍港利用、核兵器の持込みを許さないためにも条例が必要です。

議案第6号です。

森林を保全することは必要だと考えますが、個人の市民税の均等割に上乗せをして国税として1人年額1,000円を 賦課徴収することには反対します。

陳情第2号です。

学校をなくすことによって地域から子育て世代が転出し、地域から活力が失われることを地域の方が強く懸念しています。自然に恵まれた特色ある取組を行い、地域におけるコミュニティーの核としても重要である塩谷小学校の存続は必要と考えます。

以上、各派会派の皆さんの賛同をお願いいたしまして、討論といたします。

〇佐々木委員

陳情第2号小樽市立塩谷小学校の存続方について、継続審査を主張し、討論をいたします。

塩谷地区の皆さんの地域への愛着、塩谷小学校存続への思いは、これまでも聞かせていただきました。

一方、小樽市立塩谷小学校の存続については、平成30年11月に小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本 計画を見直し、改めて将来を見据えた学校再編の基本的な考え方について検討を進めることとし、実質上。白紙化 されております。

今後、新たな適正化基本計画が示される時点、もしくは塩谷小学校に関わる何らかの方針が示されるのを待ち、 判断をしたいと思います。よって、それまでは継続審査といたします。

〇委員長

以上をもって、討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第16号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇委員長

起立少数。

よって、議案は否決と決しました。

次に、議案第6号及び陳情第2号について、一括採決いたします。

議案は可決と、陳情は継続審査と、それぞれ決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各議案について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

この際、所管事務の調査についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務の調査は、行財政運営及び教育に関する調査についてとし、閉会中も継続して審査することといたしたいと思いますが、これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。